

第 3 期庄内町子ども・子育て支援事業計画 【令和 7 年度～令和 11 年度】

**すべての子どもが健やかに育つ
こどもとまんなか 庄内町**



令和7年3月
庄内町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の策定体制	3
4 計画の対象・期間	3

第2章 庄内町の子どもを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況	5
2 結婚・出産などの状況	13
3 就業の状況	16
4 アンケート調査による子育て世帯の意向	18
5 庄内町子ども・子育て支援に関する傾向 （令和6年と平成31年ニーズ調査の比較）	34
6 第2期計画の進捗状況と今後の課題	36

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念	40
2 基本目標（施策の体系）	41

第4章 計画の展開

1 子育て支援の充実	42
2 親子の健康の確保と増進	45
3 子育てを支える地域づくり	47
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実	49
5 仕事と家庭との両立の推進	52
6 子育てしやすい環境の整備	53

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

1 事業展開の概要	54
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	55
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	58

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたって	74
2 計画の進捗状況と点検・評価	74

資料編

1 庄内町子ども・子育て会議条例	76
2 諮問書	77
3 答申書	78
4 庄内町子ども・子育て会議委員名簿	79

※この計画書においては、『こども』と『子ども』の2種類の表記を用いていますが、原則として法令の名称や固有名詞、国の文書等でひらがな表記にしている場合及びこの計画において差別化のためひらがなにしたい場合は『こども』を、それ以外の場合は『子ども』を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

全国的に少子化が進む中、子育てを取り巻く環境は変化し続けており、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など新たな課題も生まれています。全国的な課題として、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生したことや、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得られ難くなり、子育てに対する不安や負担、孤立感などが増加したことが挙げられます。子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する背景のなか国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年には「次世代育成支援対策推進法」、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度を構築してきました。

また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。令和元年には、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法」が改正され10月から施行されました。幼児教育・保育の無償化は、子育てや幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことなどを目的としました。

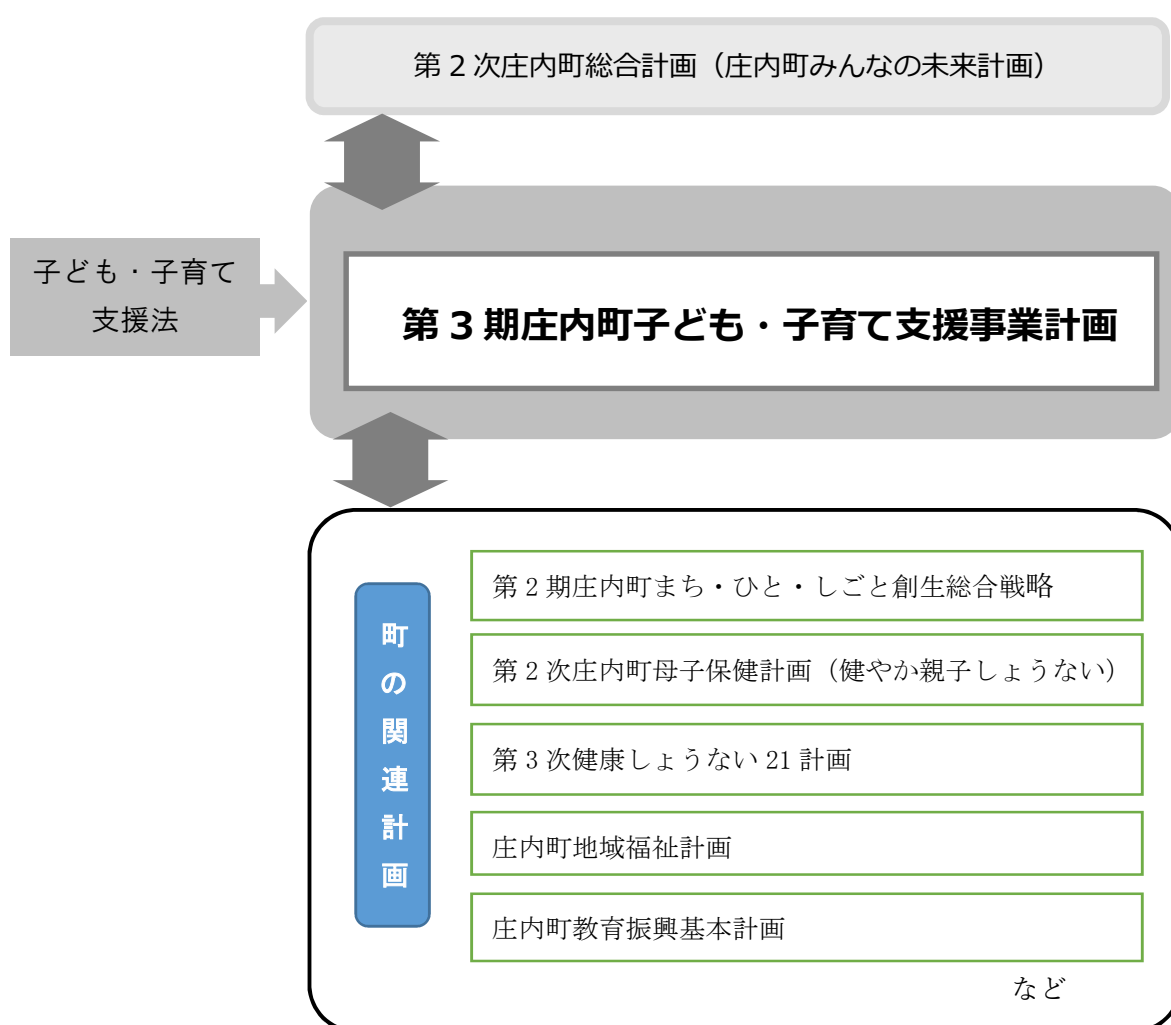
さらに、令和5年4月には、これまで各省庁それぞれに実施していた施策を一元化し、こどもの最善の利益を第一として、社会全体でこどもの成長を後押しするための「こども家庭庁」が創設されるとともに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども施策を社会全体で包括的に推進するための基本法として「こども基本法」が制定されました。また、令和6年6月には、「子ども・子育て支援法」が改正され、児童手当の拡充、働いていなくても子どもを保育園に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設及び「ヤングケアラー」への国や地方公共団体の支援など子ども・子育て支援策が強化される内容となりました。

このような状況の中、本町においては、令和2年3月に策定した「第2期庄内町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で終了することから、これまでの施策・事業の評価を行い、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域など地域全体の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、より一層の子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、地域全体で支援する環境を整備することを目的に、「第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらなる子育て環境の整備充実を図ることを目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の内容も持ち合わせるものとします。

また、本町の最上位計画である「第 2 次庄内町総合計画（庄内町みんなの未来計画）」や「第 2 期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第 2 次庄内町母子保健計画（健やか親子しょうない）」、「第 3 次健康しょうない 21 計画」、「庄内町地域福祉計画」及び「庄内町教育振興基本計画」などの関連計画との整合性を考慮し策定しています。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保護者をはじめ、事業主、学校・保育園・幼稚園など子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成された「庄内町子ども・子育て会議」に諮問し、審議及び計画内容の検討を行っていただきました。

また、令和6年7月には保護者を対象に「庄内町子ども・子育て支援のためのアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画策定に際して町民の意見を広く聴取するため、令和7年2月にはパブリックコメントを実施しています。

4 計画の対象・期間

本計画の対象は、町内に住む概ね18歳未満の全ての子どもとその家族、地域住民、事業者とします。

また、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画期間中における本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化、法制度の改正等に対しては柔軟に対応し、必要に応じ適宜計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 庄内町子ども・子育て支援事業計画					第3期 庄内町子ども・子育て支援事業計画				
				計画 策定		必要により適宜見直し			

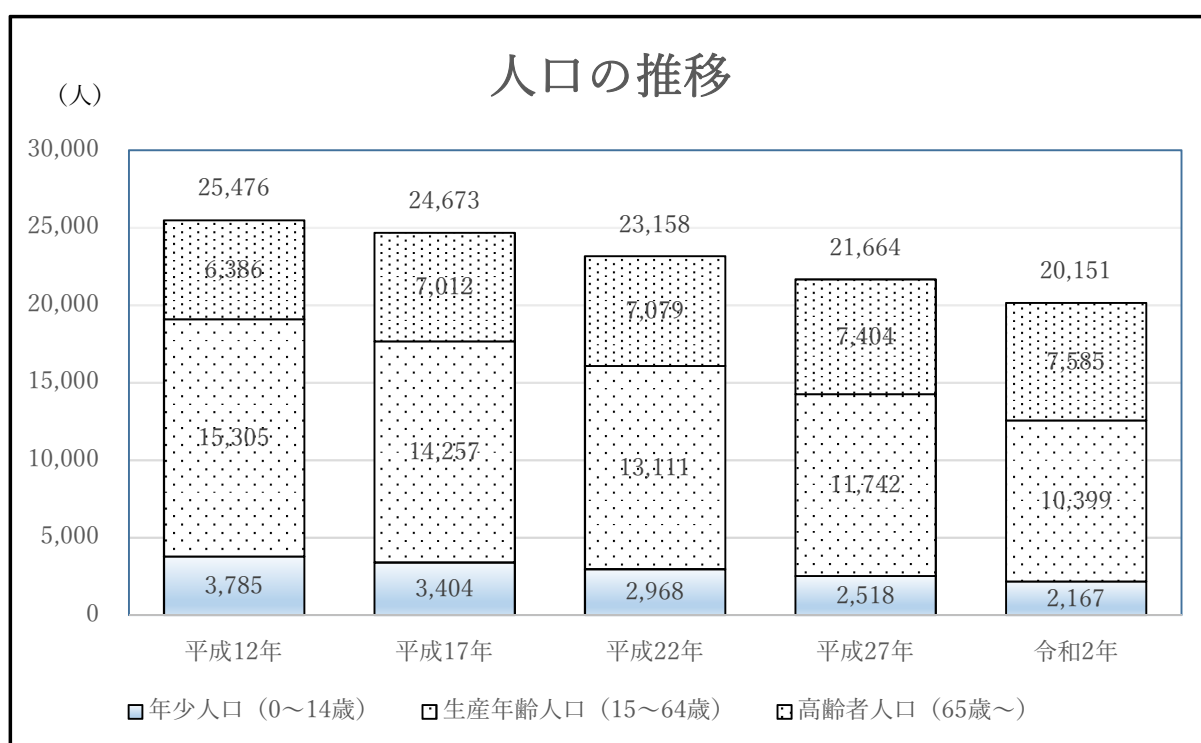
第2章 庄内町の子どもを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

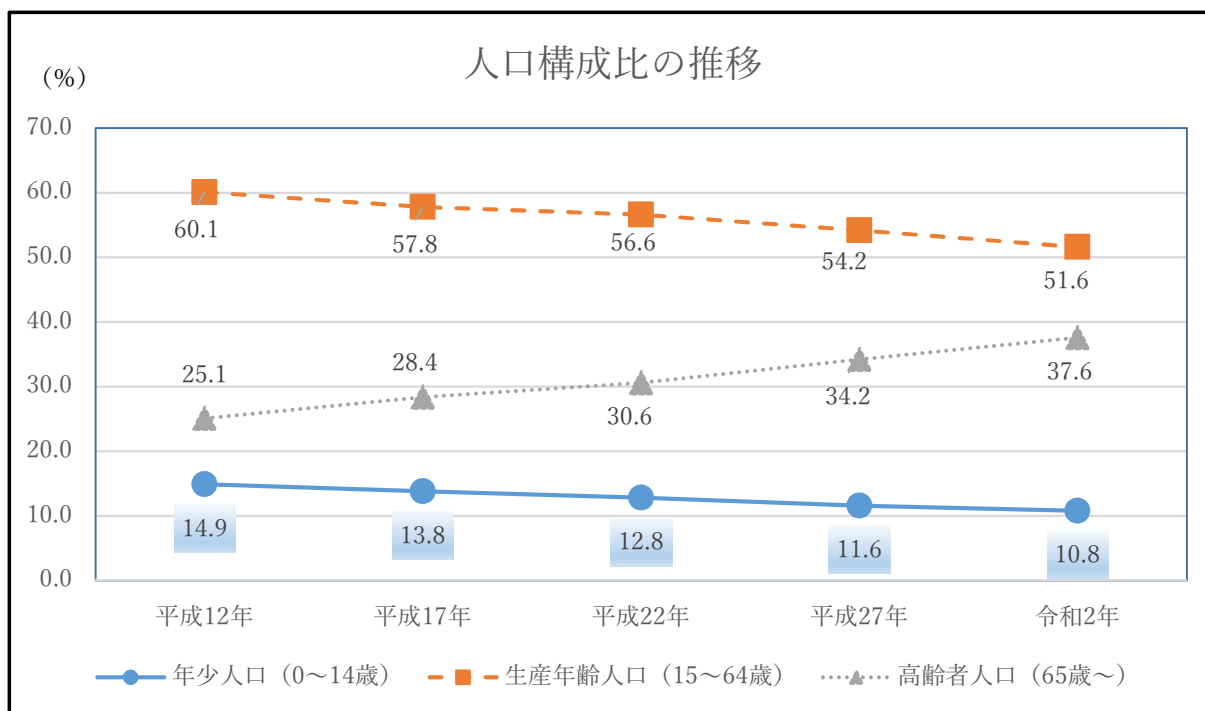
本町の総人口を国勢調査（平成12年～令和2年）でみると、減少傾向で推移しています。令和2年と町村合併した平成17年で比較すると、平成17年24,673人、令和2年20,151人で、15年間で4,522人の減少となっています。

年齢三区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、高齢者人口（65歳～）は増加傾向にあります。



(2) 人口構成比の推移

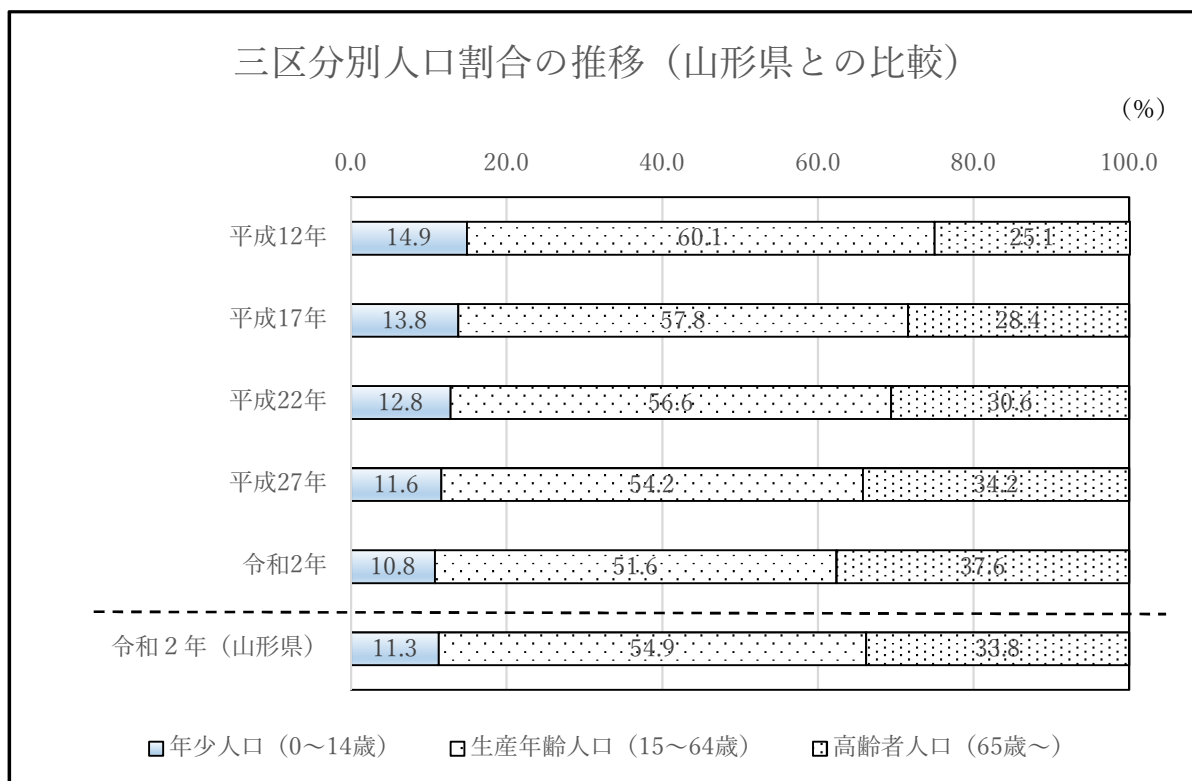
人口構成比を令和2年と町村合併した平成17年で比較すると、年少人口が13.8%から10.8%に、生産年齢人口が57.8%から51.6%に低下しています。また、高齢者人口は、28.4%から37.6%に増加しており、少子高齢化の進行が顕著になっています。



(資料：国勢調査)

(3) 三区分別人口割合の推移（山形県との比較）

年齢三区分別人口割合を令和2年度の山形県平均値と比較すると、本町は高齢者人口の割合が高く、年少人口及び生産年齢人口は少なくなっています。

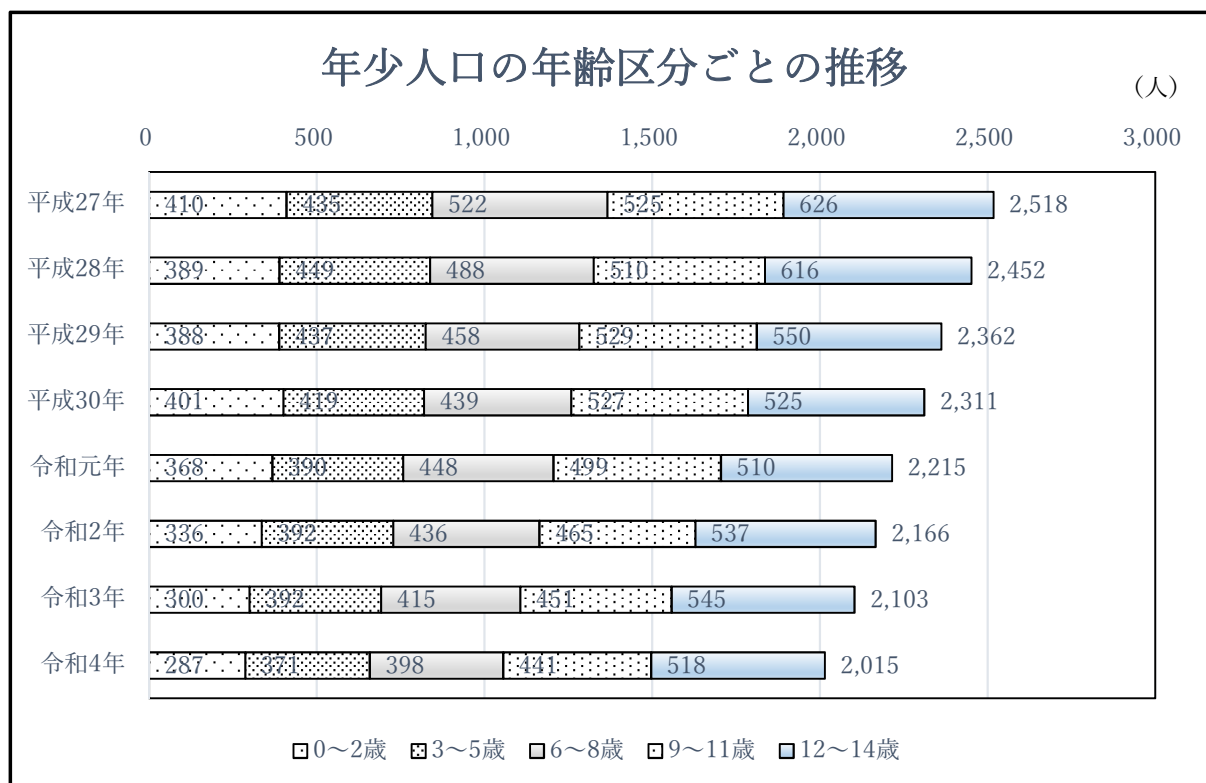


(資料：国勢調査)

(4) 年少人口の年齢区分ごとの推移

本町の年少人口は、減少傾向で推移し、令和4年で2,015人となっています。平成27年の2,518人と比較すると、503人の減少となっています。

3歳ごとの年齢区分を各年でみても、一時的に前年を上回る区分はあるものの概ね全ての区分で減少しています。

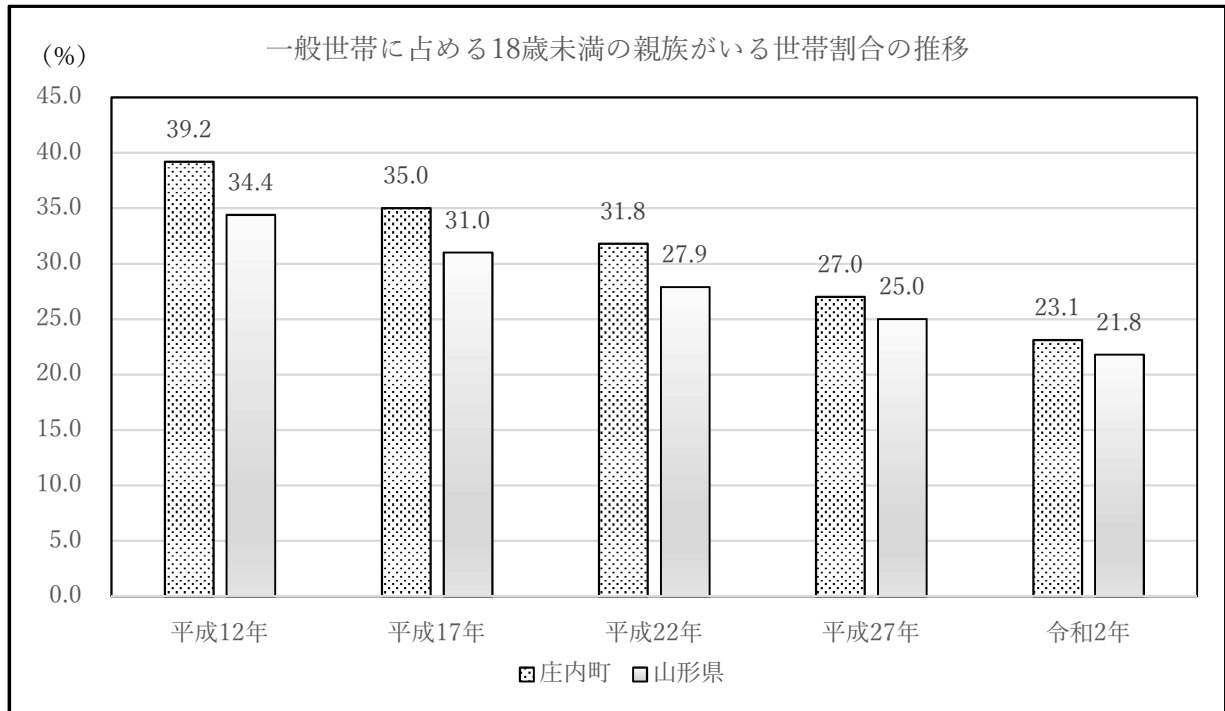


(資料：山形県の人口と世帯数、各年10月1日)

※国勢調査人口とは異なります。

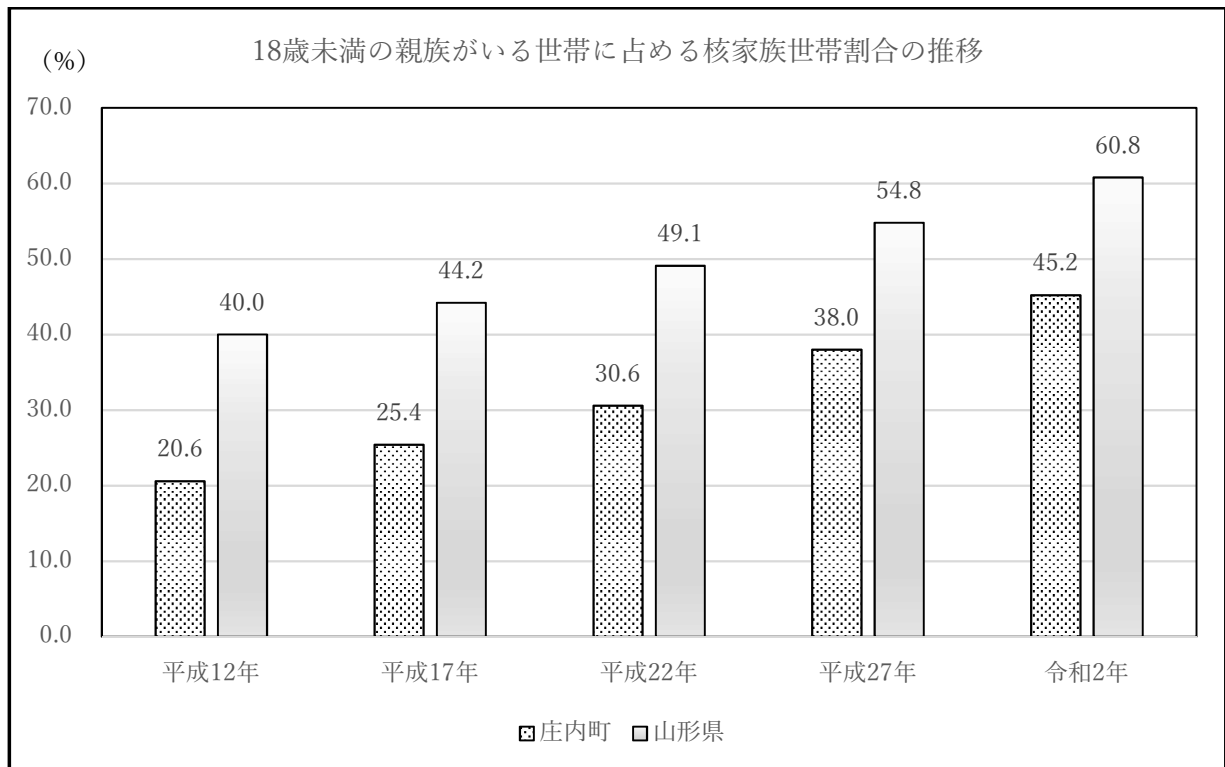
(5) 世帯の推移

本町の一般世帯に占める18歳未満の親族がいる世帯の割合は、山形県平均を上回った状態で推移しているものの、減少傾向となっています。



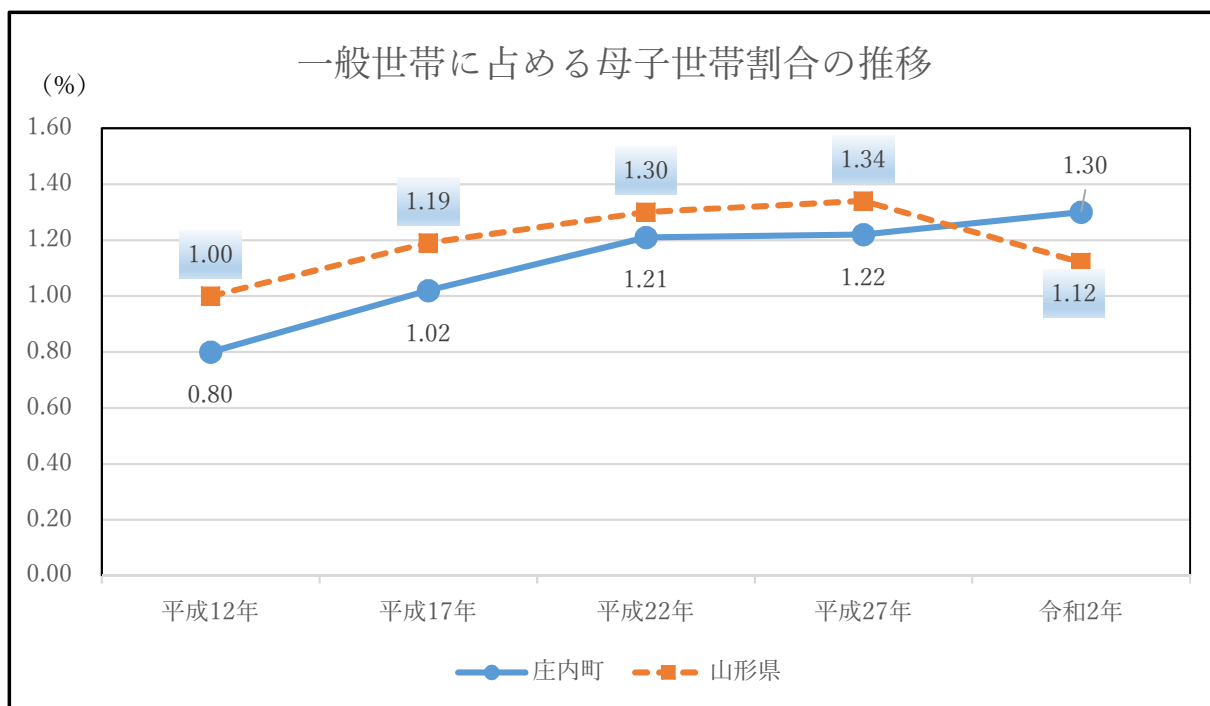
(資料：国勢調査)

一方、18歳未満の親族がいる世帯に占める核家族世帯の割合は、山形県平均を下回った状態で推移しているものの増加傾向となっています。



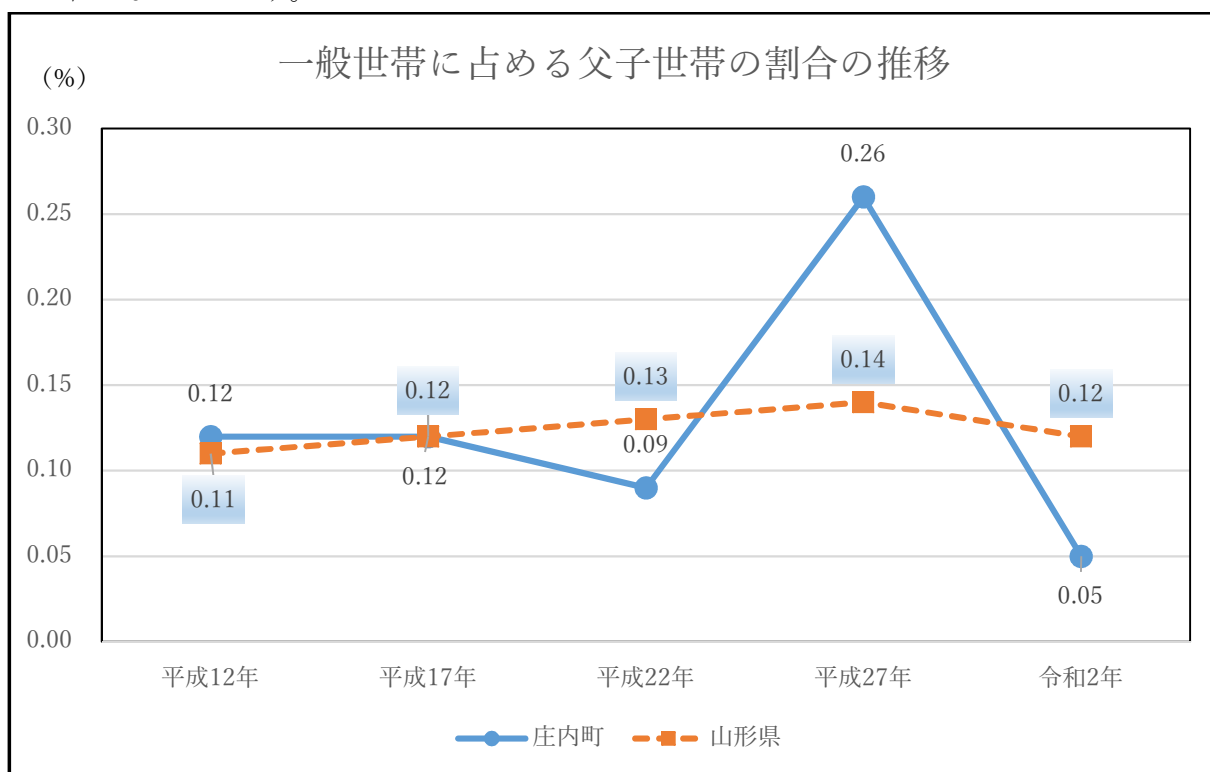
(資料：国勢調査)

本町の一般世帯に占める母子世帯の割合は、平成12年以降増加傾向で、令和2年で1.30%となっています。平成12年以降、山形県を下回る割合で推移していましたが、令和2年は上回っています。



(資料：国勢調査)

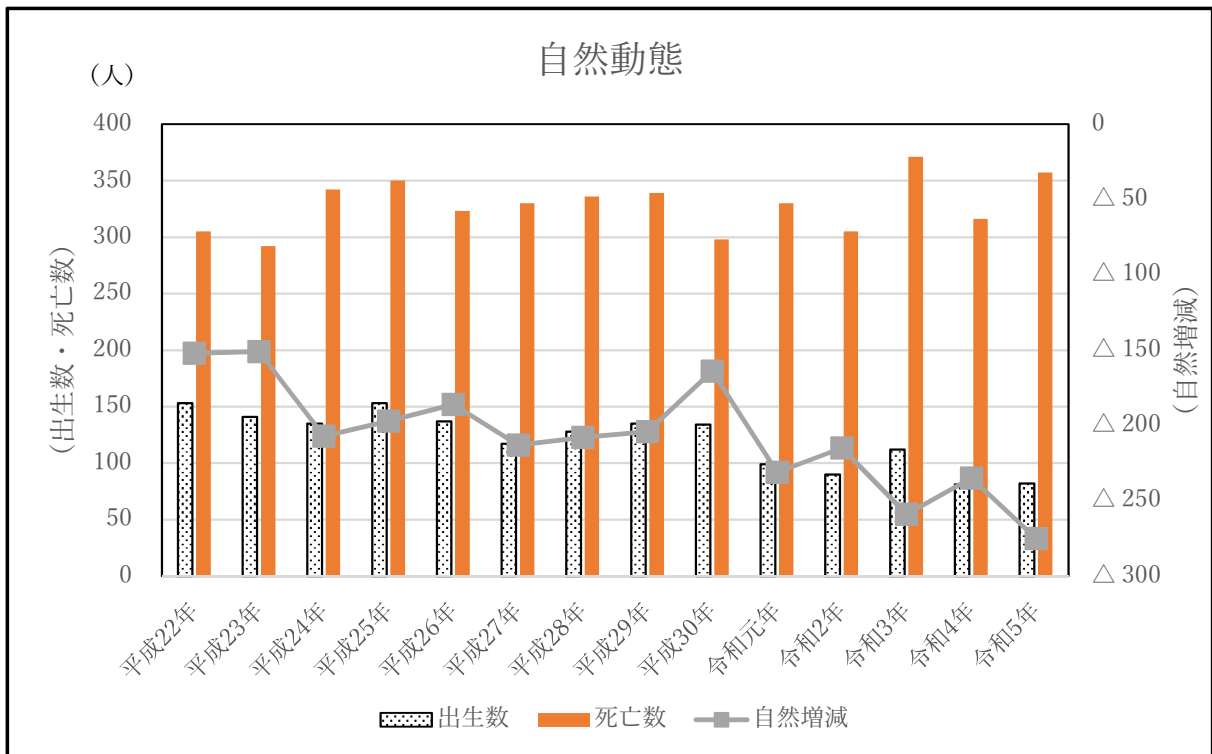
本町の一般世帯に占める父子世帯の割合は、平成12年以降割合の変動が大きく令和2年で0.05%となっています。



(資料：国勢調査)

(6) 自然動態

自然動態（出生数・死亡数による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年は275人の減少となっています。出生数と死亡数の差は年々広がっています。

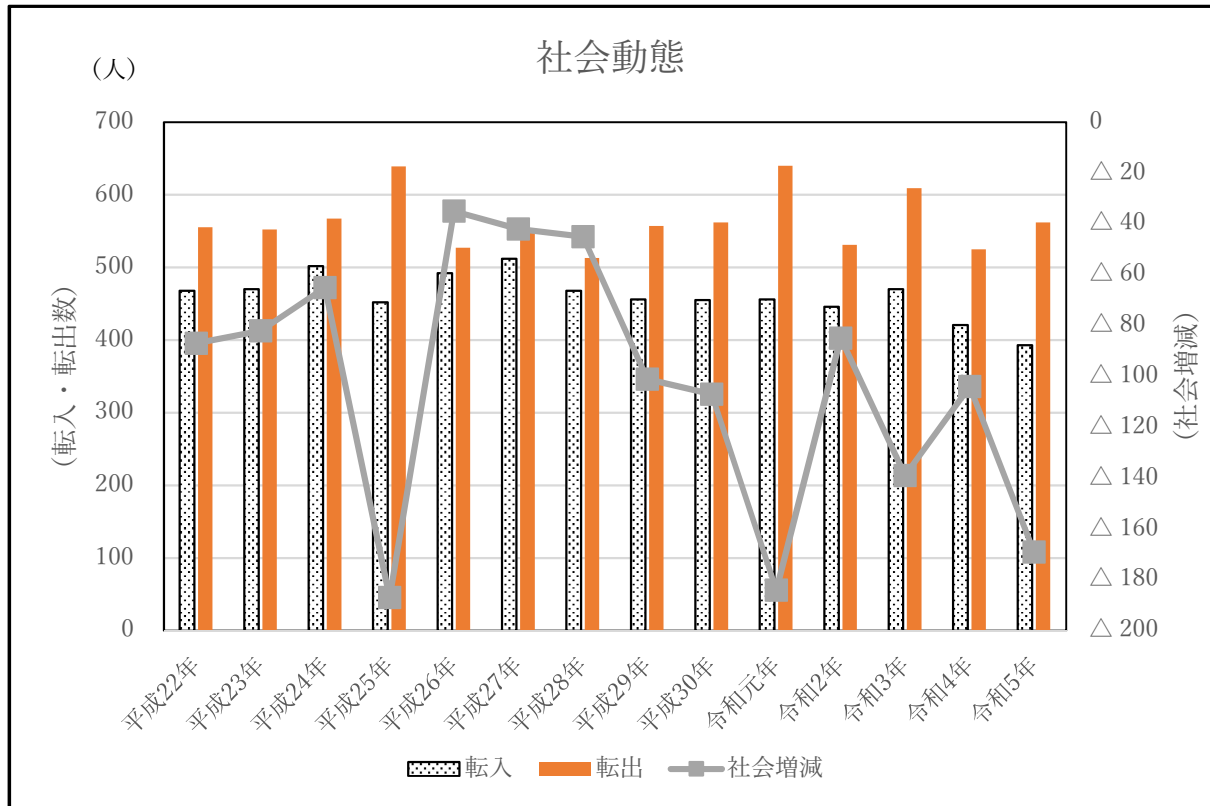


	出生数	死亡数	自然増減
平成22年	153	305	△ 152
平成23年	141	292	△ 151
平成24年	135	342	△ 207
平成25年	153	350	△ 197
平成26年	137	323	△ 186
平成27年	117	330	△ 213
平成28年	128	336	△ 208
平成29年	135	339	△ 204
平成30年	134	298	△ 164
令和元年	99	330	△ 231
令和2年	90	305	△ 215
令和3年	112	371	△ 259
令和4年	81	316	△ 235
令和5年	82	357	△ 275

(資料：令和5年度 庄内町の統計（前年10月1日から9月30日まで）)

(7) 社会動態

社会動態（転入数・転出数による人口動態）は、転出が転入を上回る転出超過の状況が続いており、令和5年は169人の減少となっています。

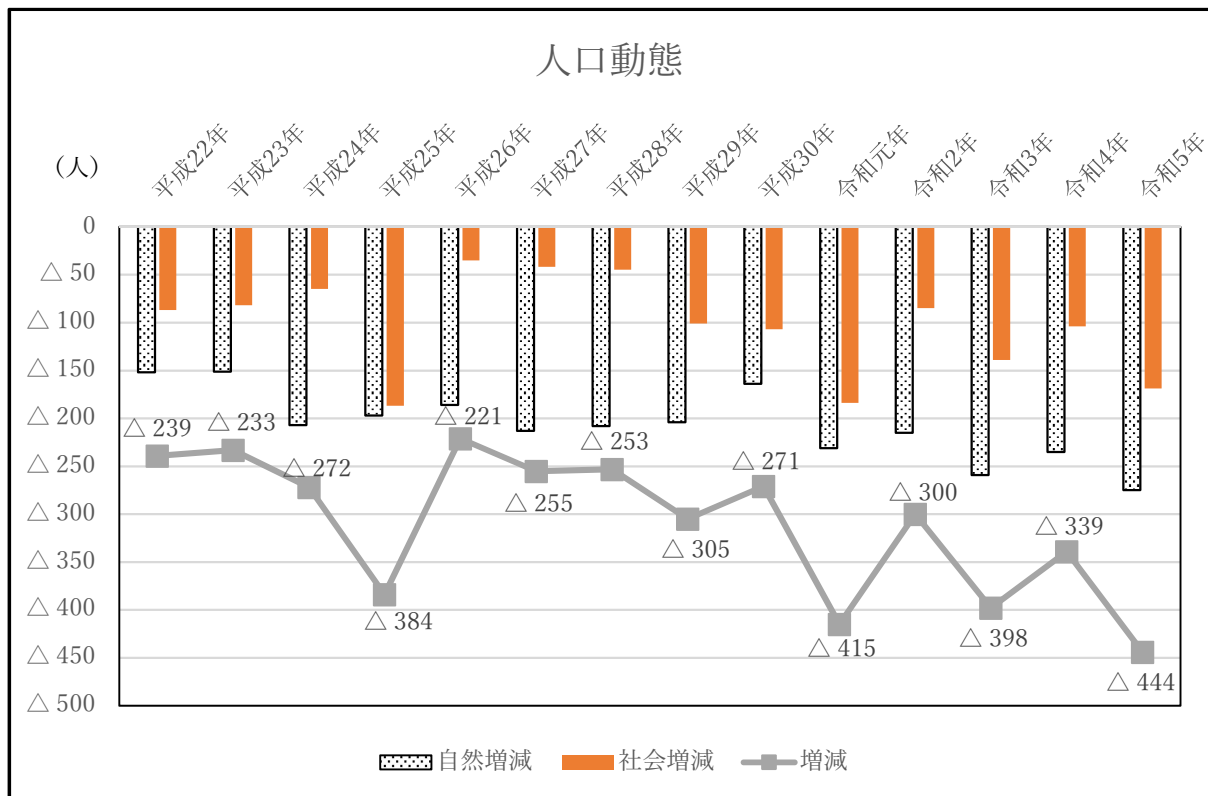


	転入	転出	社会増減
平成22年	468	555	△ 87
平成23年	470	552	△ 82
平成24年	502	567	△ 65
平成25年	452	639	△ 187
平成26年	492	527	△ 35
平成27年	512	554	△ 42
平成28年	468	513	△ 45
平成29年	456	557	△ 101
平成30年	455	562	△ 107
令和元年	456	640	△ 184
令和2年	446	531	△ 85
令和3年	470	609	△ 139
令和4年	421	525	△ 104
令和5年	393	562	△ 169

(資料：令和5年度 庄内町の統計（前年10月1日から9月30日まで）)

(8) 人口動態

人口動態の状況をみると、いずれの年も自然減少・社会減少で推移しており、その数は年々増えてきており、令和元年以降は300人以上の減少がみられます。



	自然増減	社会増減	増減
平成22年	△ 152	△ 87	△ 239
平成23年	△ 151	△ 82	△ 233
平成24年	△ 207	△ 65	△ 272
平成25年	△ 197	△ 187	△ 384
平成26年	△ 186	△ 35	△ 221
平成27年	△ 213	△ 42	△ 255
平成28年	△ 208	△ 45	△ 253
平成29年	△ 204	△ 101	△ 305
平成30年	△ 164	△ 107	△ 271
令和元年	△ 231	△ 184	△ 415
令和2年	△ 215	△ 85	△ 300
令和3年	△ 259	△ 139	△ 398
令和4年	△ 235	△ 104	△ 339
令和5年	△ 275	△ 169	△ 444

(資料：令和5年度 庄内町の統計(前年10月1日から9月30日まで))

2 結婚・出産などの状況

(1) 婚姻・離婚

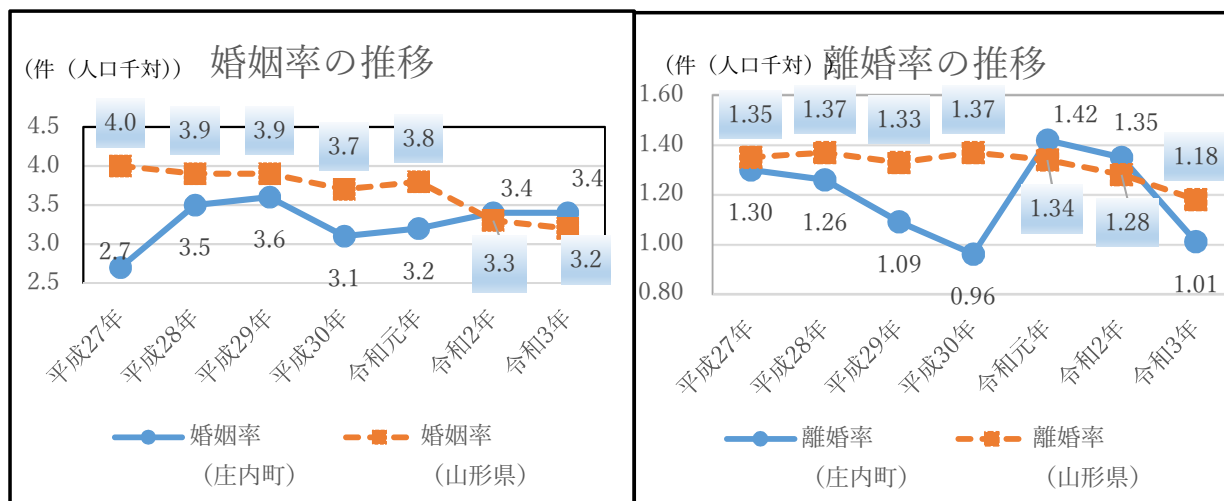
婚姻件数は、平成30年以降、毎年60件台で推移しており、婚姻率（人口千人当たりの件数）は、令和3年で3.4件となっています。

離婚件数は、毎年20件台で推移しており、離婚率（人口千人当たりの件数）は、令和元年に1.42件でしたが、令和3年は1.01件となっています。

（単位：件）

	庄内町				山形県	
	婚姻件数	離婚件数	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
平成27年	58	28	2.7	1.30	4.0	1.35
平成28年	74	27	3.5	1.26	3.9	1.37
平成29年	75	23	3.6	1.09	3.9	1.33
平成30年	64	20	3.1	0.96	3.7	1.37
令和元年	66	29	3.2	1.42	3.8	1.34
令和2年	68	27	3.4	1.35	3.3	1.28
令和3年	67	20	3.4	1.01	3.2	1.18

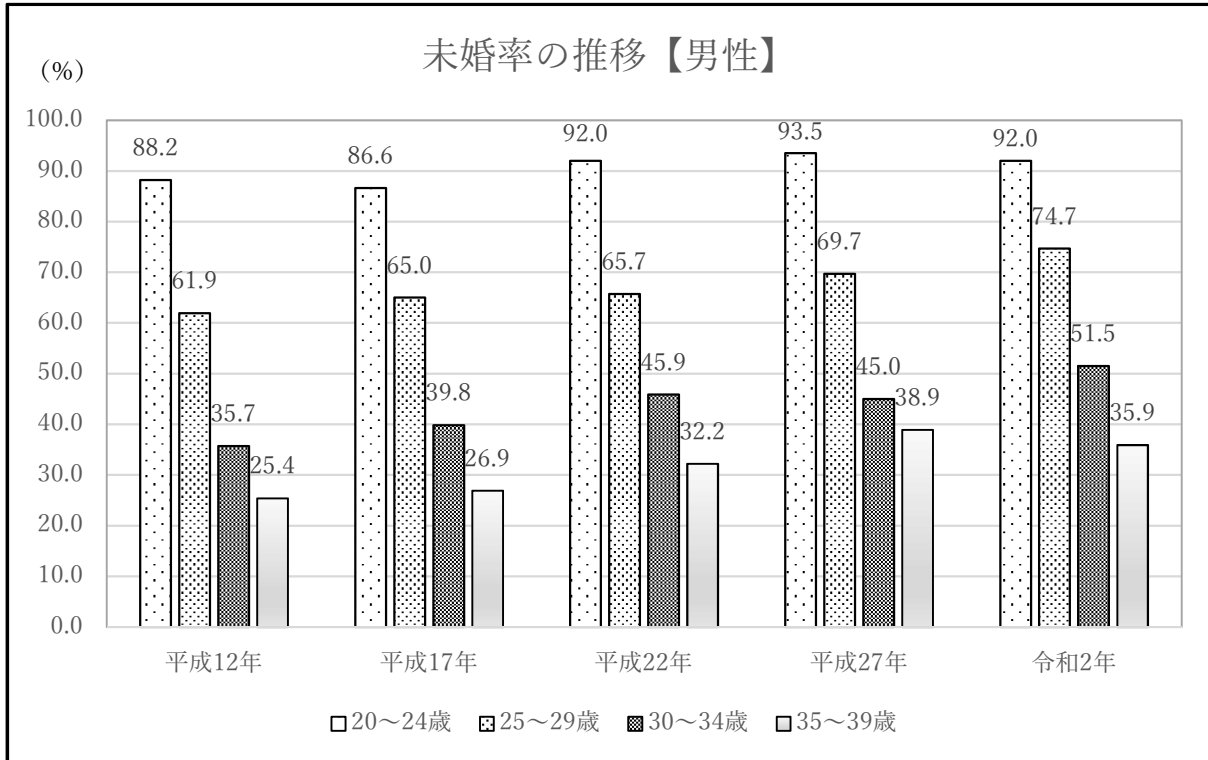
（資料：山形県 保健・医療関係統計データ 保健福祉統計年報）



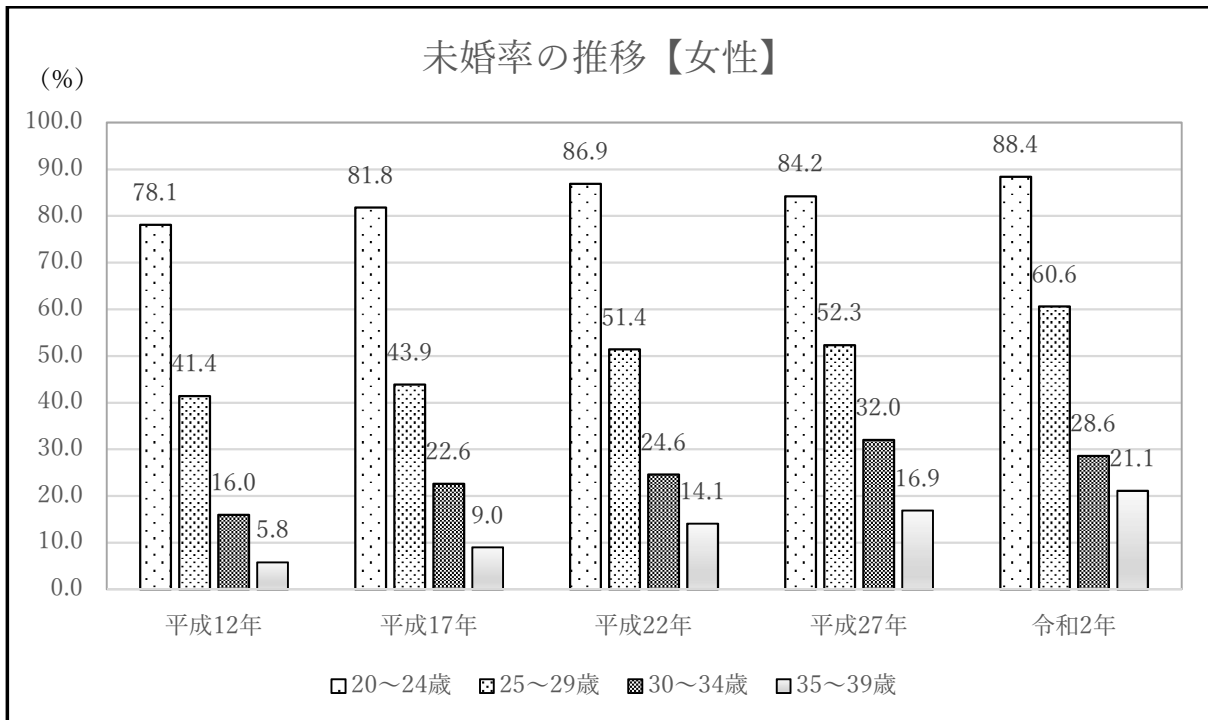
(2) 未婚率

未婚率は、平成12年以降男女ともに全ての年齢区分において概ね増加傾向にあります。

平成12年と令和2年を比較すると、変化の大きな年齢区分として男性の「30～34歳」で15.8%、女性の「25～29歳」で19.2%上昇しています。



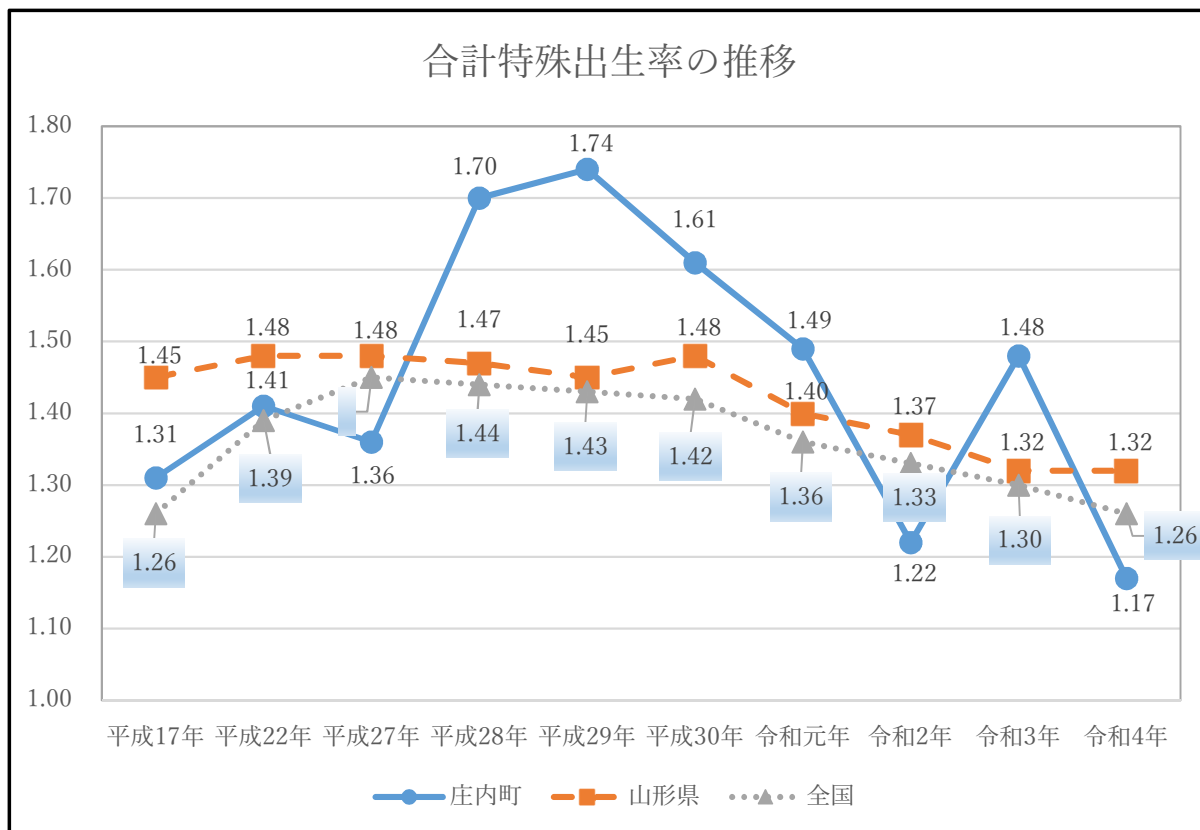
(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの数）は、国、県ともに平成27年を境に概ね減少傾向になっています。本町は増減の変化が大きいますが、概ね国、県より高い値で推移しています。



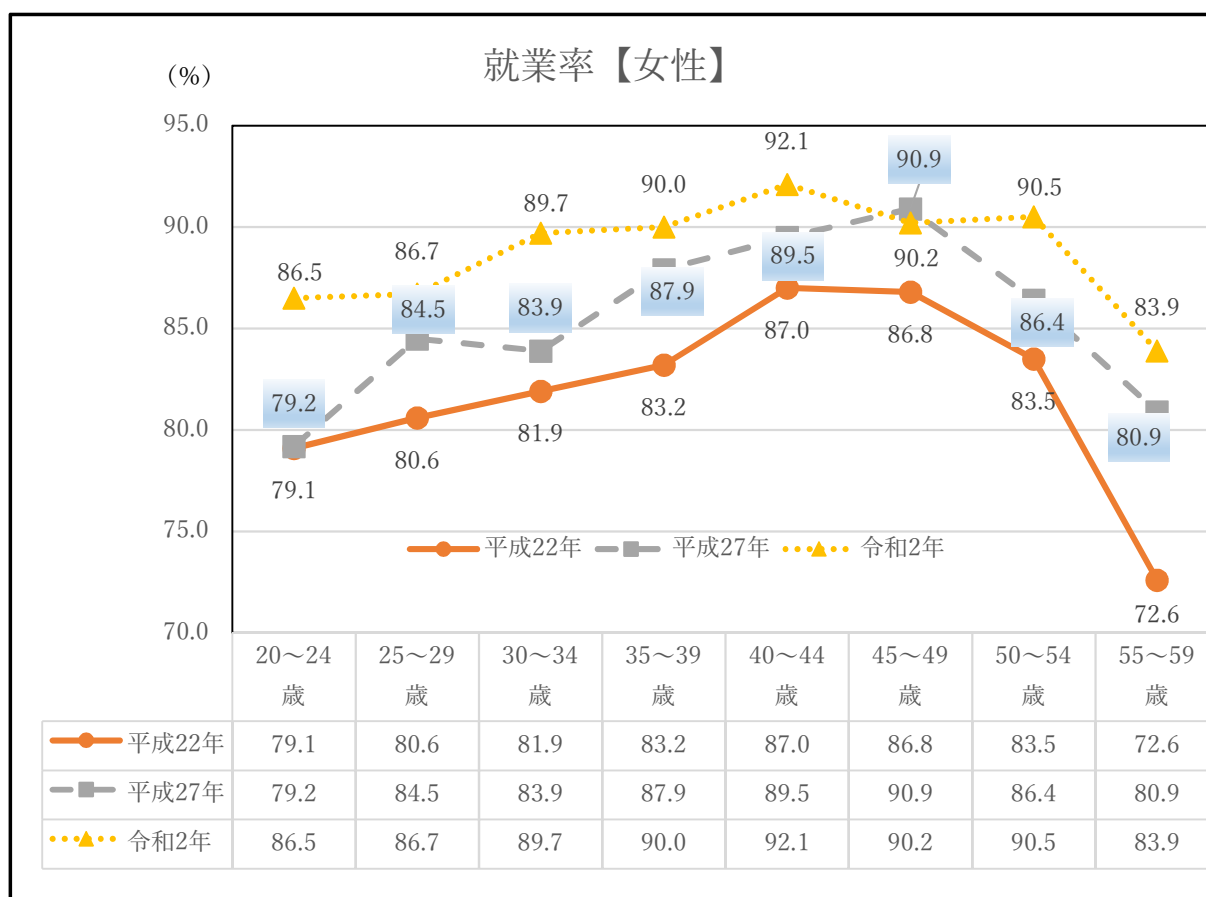
（資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集）

3 就業の状況

(1) 女性の就業率

日本の女性就業率は、出産・子育て期に当たる年代に離職することで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に就業することで再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、年々M字の谷の部分が浅くなってきています。

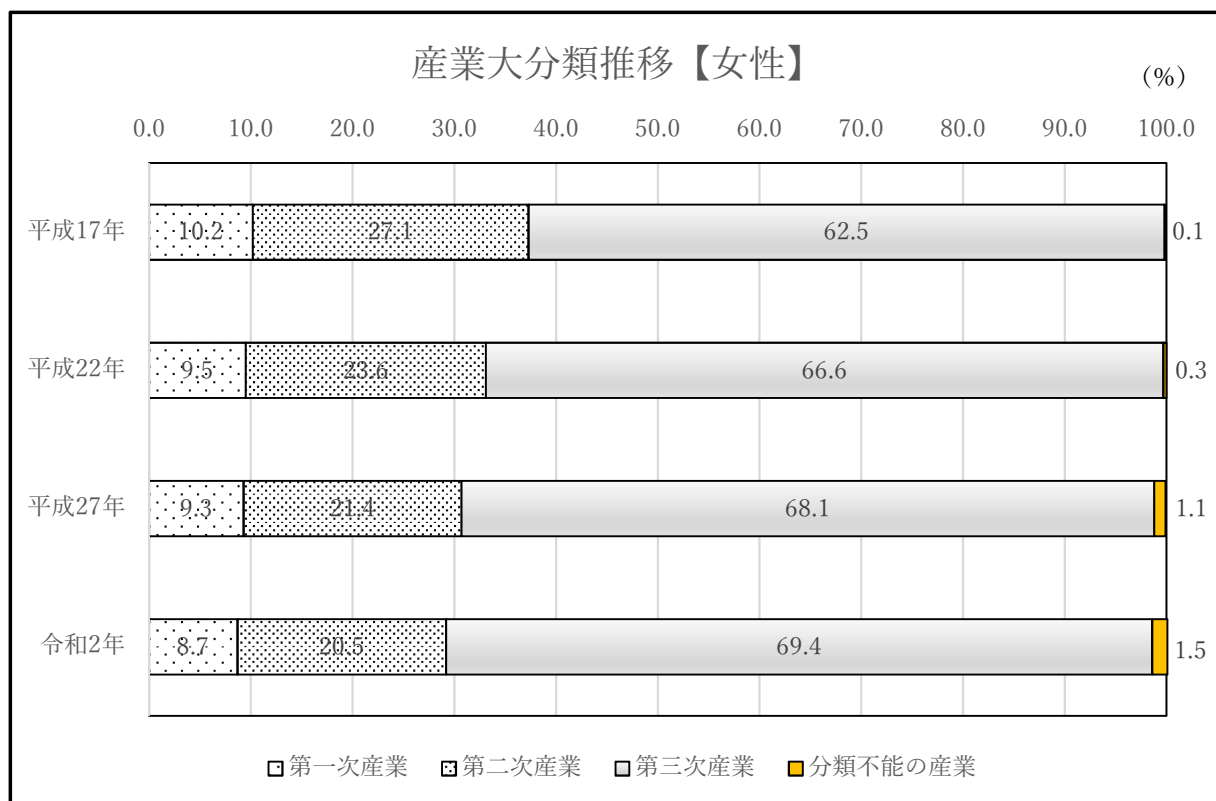
本町では、M字の谷が浅いまたは低下が見られない状況で推移しており、平成22年以降全ての年齢区分において女性の就業割合が、概ね上昇しています。



(資料：国勢調査)

(2) 女性の産業構造

女性の産業大分類上の比率は、第三次産業が増加傾向にあり、第一次産業及び第二次産業が減少傾向にあります。



(資料：国勢調査)

4 アンケート調査による子育て世帯の意向

第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況や希望及び町の子育て関連施策への要望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し掲載します。

○調査概要

- (1) 調 査 地 域 : 庄内町全域
- (2) 調 査 対 象 者 : ①就学前児童の保護者 479 件
②小学生（1～6 年生）の保護者 643 件
- (3) 調 査 方 法 : 町内の幼児教育・保育施設、小学校は施設を通した配布・回収
それ以外は郵送による配布・回収
- (4) 調 査 期 間 : 令和6年7月3日（水）～7月16日（火）

○回収結果

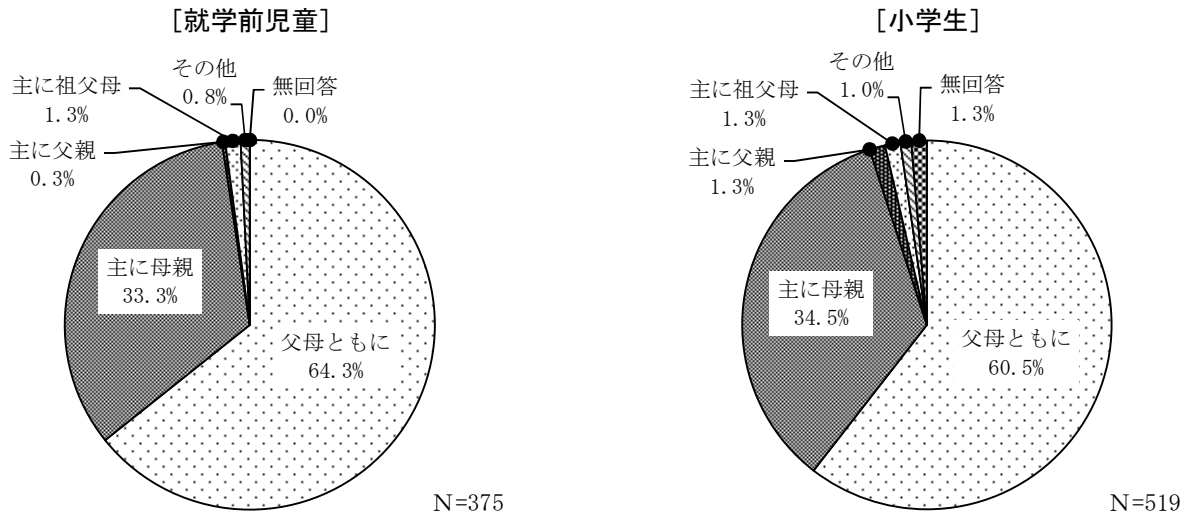
アンケート区分	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童調査	479 件	376 件	78.5%
小学生調査	643 件	519 件	80.7%

○アンケート結果の見方

- (1) 百分比は、回答者総数全体（該当質問においては該当者数）に占める質問の選択者数の比率として算出しています。なお、図表では小数点第2位をそれぞれ四捨五入しているため、百分比の合計が100%にならない場合があります。
- (2) 1つの質問において2つ以上の回答を求めたものもあり、その場合の百分比の合計は100%を超えます。
- (3) グラフ等で、選択肢等の語句を一部簡略化して表しているものがあります。

(1) 主に子育てを行っている人について

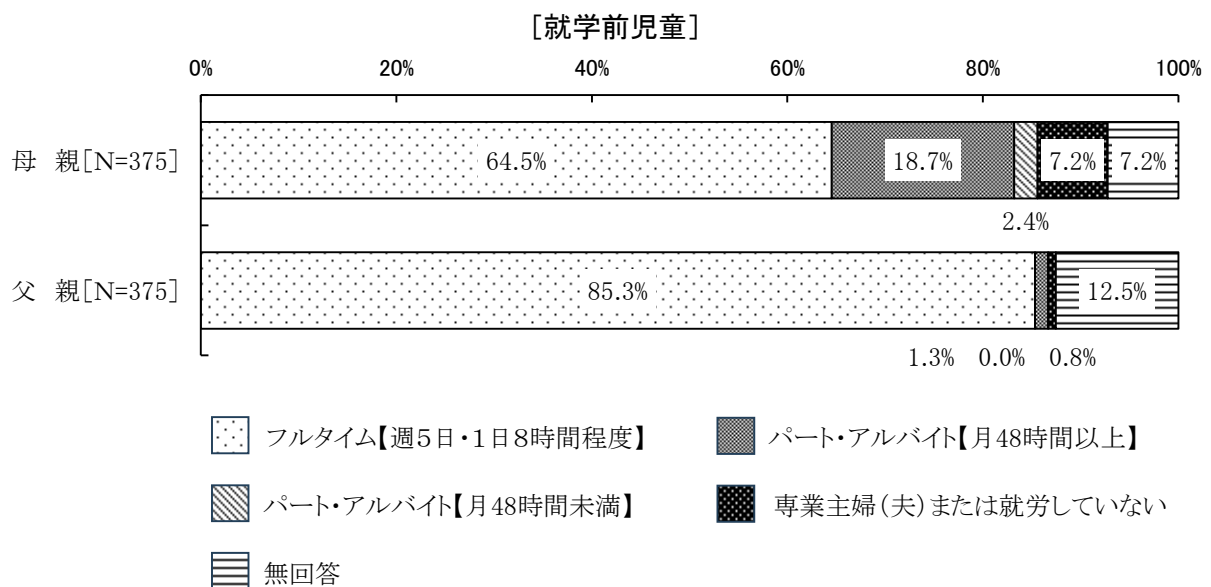
○就学前児童・小学生ともに、「父母ともに」、次いで「主に母親」の順になっています。

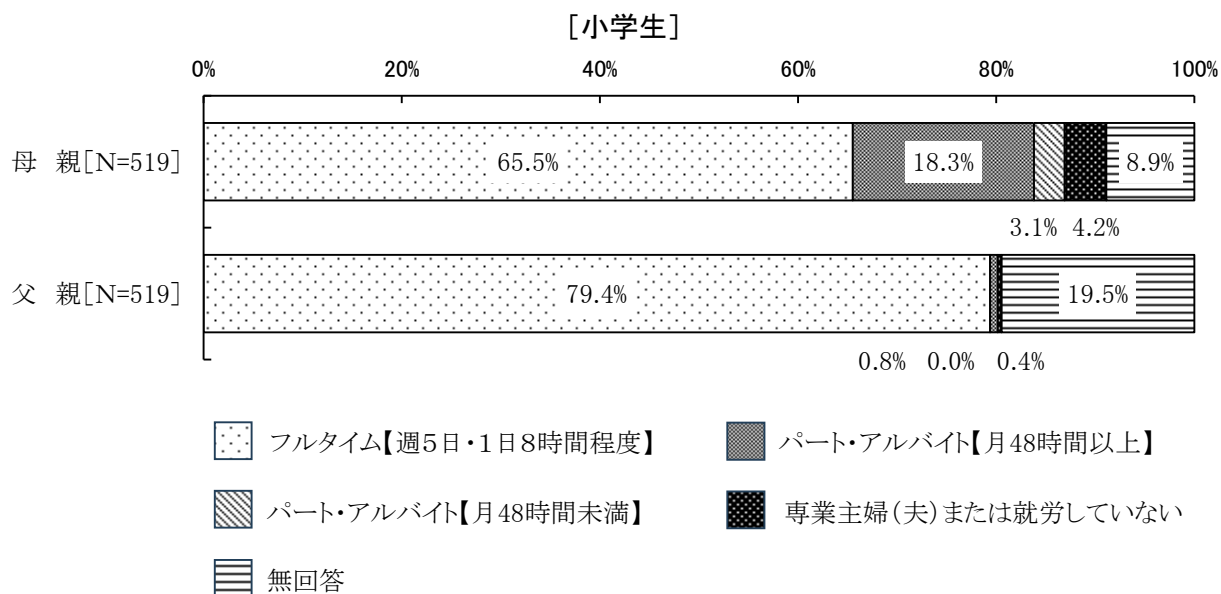


(2) 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

○就学前児童・小学生の母親・父親ともに、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が最も高くなっています。

○母親は次いで、「パート・アルバイト【月48時間以上】」になっています。

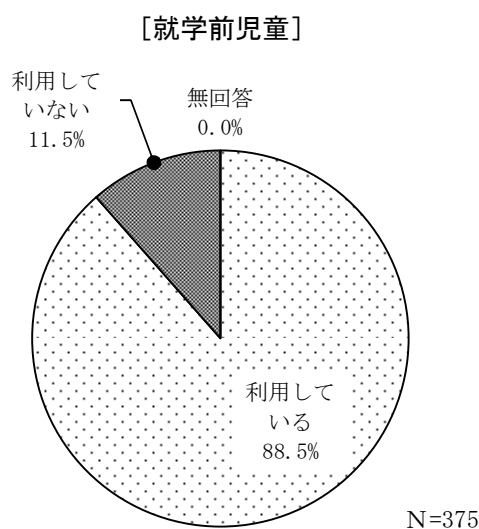




(3) 定期的に利用している教育・保育事業の利用の有無について

○就学前児童は、現在の教育・保育事業を 88.5%利用しています。

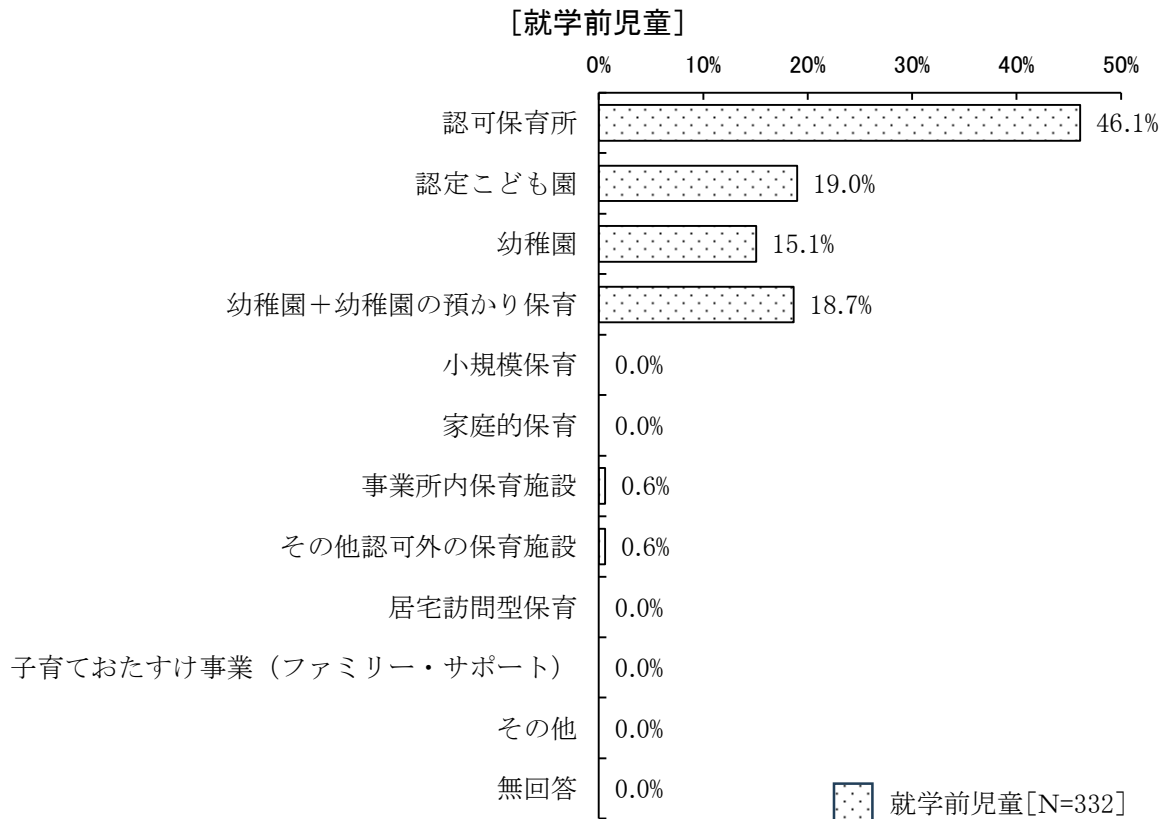
○概ね年齢が上がるにつれて利用率が高くなる傾向にあります。



		全体 (N)	利用している	利用していない	無回答
全 体		375	88.5%	11.5%	0.0%
年 齢 別	0 歳	54	48.1%	51.9%	0.0%
	1 歳	69	88.4%	11.6%	0.0%
	2 歳	63	95.2%	4.8%	0.0%
	3 歳	57	98.2%	1.8%	0.0%
	4 歳	58	94.8%	5.2%	0.0%
	5 歳	73	100.0%	0.0%	0.0%
	無 回 答	1	100.0%	0.0%	0.0%

(4) 定期的に利用している教育・保育の利用状況について

○利用状況は、「認可保育所」(46.1%) が最も高く、次いで「認定こども園」(19.0%)、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」(18.7%) となっています。



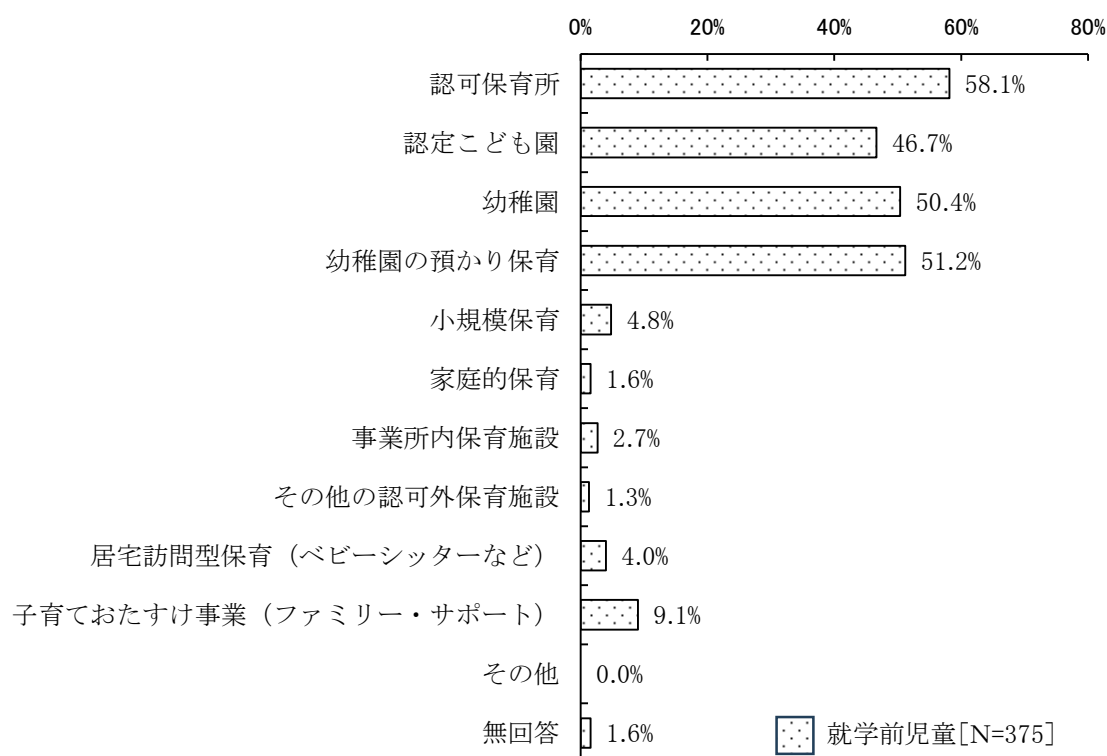
○0歳児から3歳児は「認可保育所」、4歳児は「幼稚園」、5歳児は「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の利用が最も高くなっています。

		調査数	認可保育所	認定こども園	幼稚園	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育施設	その他認可外の保育施設	居宅訪問型保育	子育ておたすけ事業（ファミリー・サポート）	その他	無回答
年齢別	全体	332	153 46.1%	63 19.0%	50 15.1%	62 18.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	0歳	26	21 80.8%	4 15.4%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1歳	61	44 72.1%	15 24.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	2歳	60	43 71.7%	15 25.0%	1 1.7%	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	3歳	56	41 73.2%	15 26.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	4歳	55	2 3.6%	8 14.5%	23 41.8%	22 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	5歳	73	2 2.7%	6 8.2%	26 35.6%	37 50.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 定期的に利用したい教育・保育事業について

○定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が58.1%で最も割合が高く、次いで「幼稚園の預かり保育」(51.2%)、「幼稚園」(50.4%)、「認定こども園」(46.7%)となっています。

〔就学前児童〕



○子どもの年齢別にみると、0歳児から3歳児は「認可保育所」、4・5歳児では「幼稚園の預かり保育」を利用したいが最も高くなっています。

年齢別

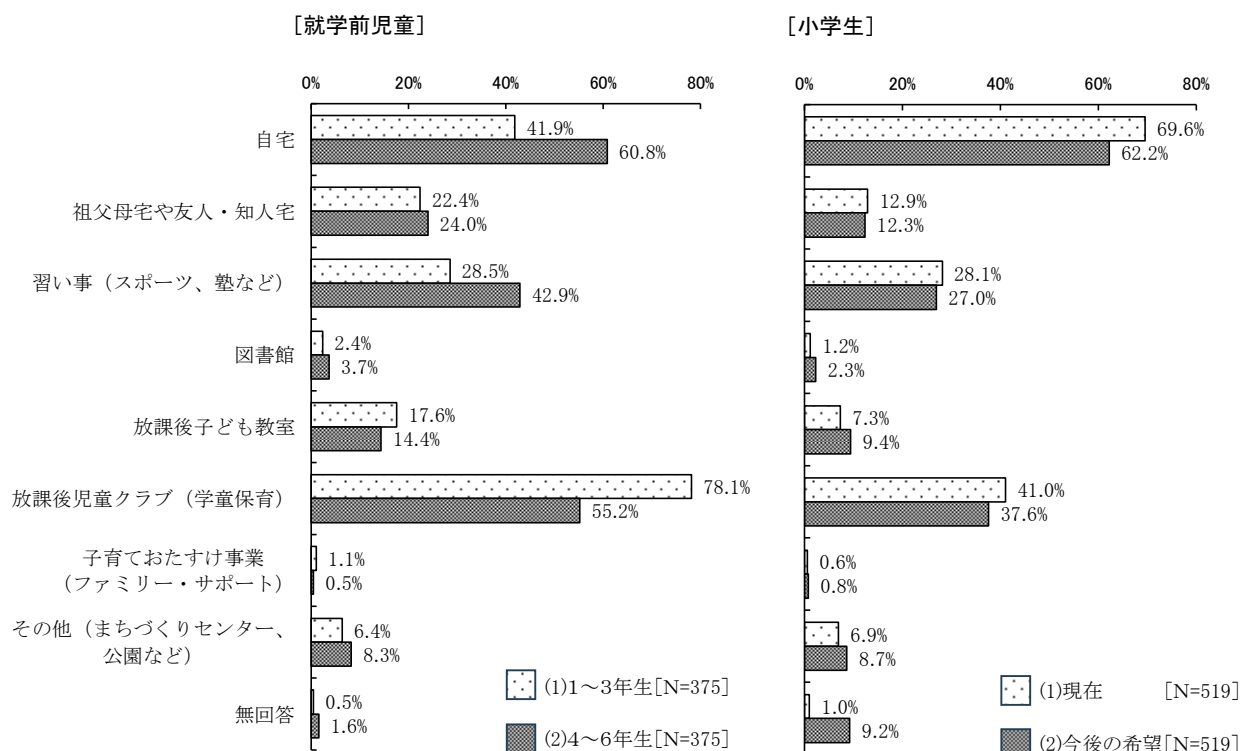
問15-1		全体 (N)	1 認可 保育 所	2 認 定 こ ど も 園	3 幼 稚 園	4 保 育 幼 稚 園 の 預 か り	5 小 規 模 保 育	6 家 庭 的 保 育	7 設 事 業 所 内 保 育 施 	8 保 そ の 他 の 認 可 外 設 施	9 居 宅 訪 問 型 保 育	10 し 事 業 サ ポ ー ト （ フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ）	11 子 育 て お た す け サ ポ ー ト （ フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ）	そ の 他	無 回 答
全 体		375	58.1%	46.7%	50.4%	51.2%	4.8%	1.6%	2.7%	1.3%	4.0%	9.1%	0.0%	0.0%	1.6%
年 齢 別	0 歳	54	85.2%	48.1%	48.1%	33.3%	7.4%	0.0%	3.7%	0.0%	7.4%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1 歳	69	81.2%	49.3%	43.5%	40.6%	7.2%	1.4%	4.3%	2.9%	1.4%	7.2%	0.0%	0.0%	2.9%
	2 歳	63	76.2%	55.6%	33.3%	38.1%	6.3%	3.2%	1.6%	1.6%	7.9%	15.9%	0.0%	0.0%	1.6%
	3 歳	57	77.2%	52.6%	49.1%	45.6%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	7.0%	10.5%	0.0%	0.0%	1.8%
	4 歳	58	15.5%	34.5%	65.5%	70.7%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	5 歳	73	20.5%	41.1%	63.0%	74.0%	5.5%	2.7%	4.1%	2.7%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	2.7%
	無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(6) 放課後の過ごし方の希望について

就学前児童：(1) 小学校 1～3 年生の間 (2) 小学校 4～6 年生の間
小学生：(1) 現在の場所 (2) 今後の希望の場所

○放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では、小学校 1～3 年生の間は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 78.1%で最も割合が高く、次いで「自宅」（41.9%）、「習い事（スポーツ、塾など）」（28.5%）となっています。小学校 4～6 年生の間は、「自宅」が 60.8%で最も割合が高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（55.2%）、「習い事（スポーツ、塾など）」（42.9%）となっています。

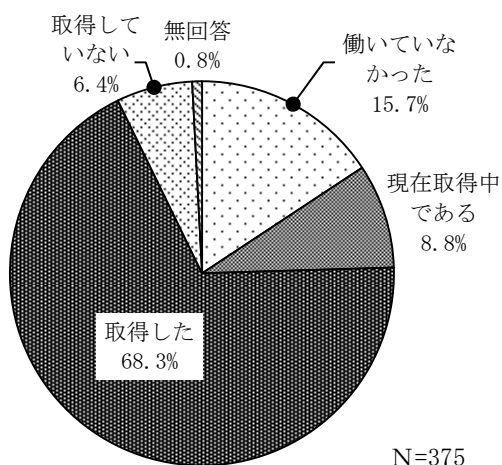
○小学生では、現在・今後の希望ともに、「自宅」（69.6%・62.2%）の割合が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（41.0%・37.6%）、「習い事（スポーツ、塾など）」（28.1%・27.0%）となっています。



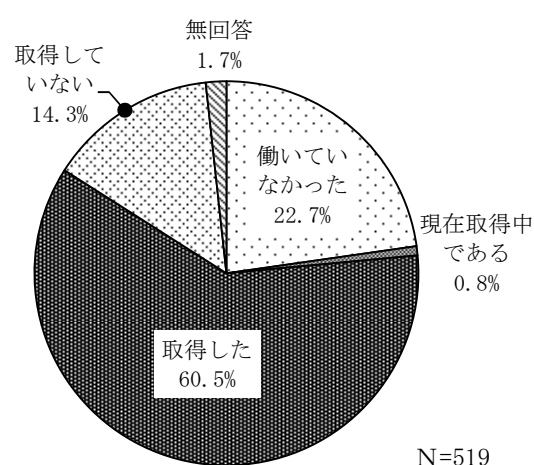
(7) 母親または父親の育休取得状況について

- 子どもが生まれた時の育児休業取得状況は、就学前児童の母親では、「現在取得中である」と「取得した」を合わせた『取得した』が77.1%、次いで「働いていなかった」(15.7%)、「取得していない」(6.4%)となっています。父親では「現在取得中である」と「取得した」を合わせた『取得した』が16.3%、「取得していない」が77.9%となっています。
- 小学生の母親では、「現在取得中である」と「取得した」を合わせた『取得した』が61.3%、次いで「働いていなかった」(22.7%)、「取得していない」(14.3%)となっています。父親では「現在取得中である」と「取得した」を合わせた『取得した』が3.9%、「取得していない」が85.9%となっています。

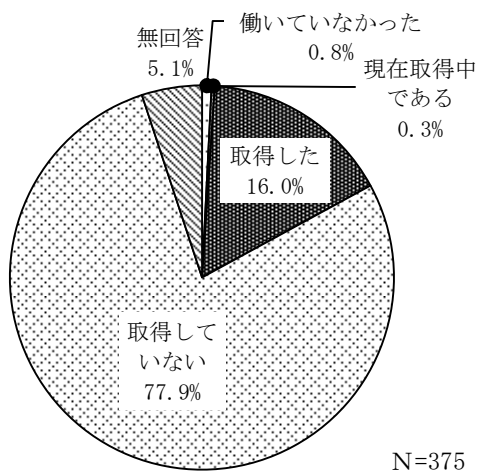
[就学前児童 母親]



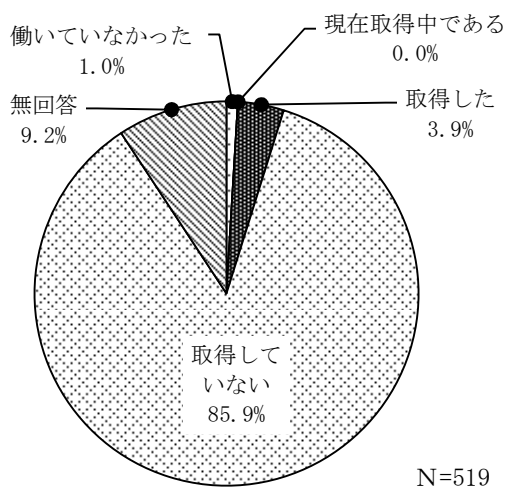
[小学生 母親]



[就学前児童 父親]

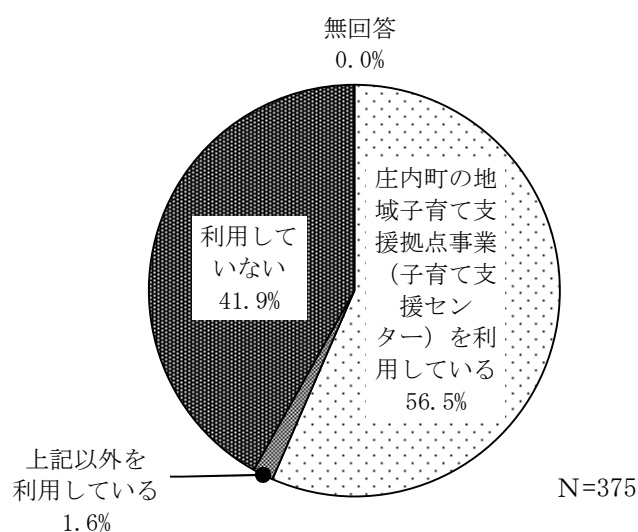


[小学生 父親]



(8) 町の子育て支援センターの利用状況について

〔就学前児童〕



○子育て支援センターの利用は、「庄内町の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用している」が56.5%、「上記以外を利用している」が1.6%となっています。

○一方、「利用していない」は41.9%となっています。

(9) 1日当たり子どもと一緒に過ごす時間について

○子どもと一緒に過ごす時間は、就学前児童・小学生ともに母親では、1日当たり「3時間以上6時間未満」(51.7%・60.7%)の割合が最も高く、次いで「6時間以上9時間未満」(25.6%・22.0%)となっています。

○父親では、1日当たり「3時間以上6時間未満」(53.3%・49.7%)の割合が最も高く、次いで「1時間以上3時間未満」(25.9%・24.9%)となっています。

○一緒に過ごす平均時間は、母親は就学前児童で6時間00分、小学生で4時間37分、父親は就学前児童で3時間28分、小学生で3時間17分となっています。母親・父親ともに就学前児童の方が長くなっています。

		就学前児童		小学生	
		母親	父親	母親	父親
1	0時間	0.0%	1.3%	0.0%	1.7%
2	1時間未満	0.8%	2.4%	1.0%	2.5%
3	1時間以上3時間未満	6.1%	25.9%	10.2%	24.9%
4	3時間以上6時間未満	51.7%	53.3%	60.7%	49.7%
5	6時間以上9時間未満	25.6%	5.3%	22.0%	5.0%
6	9時間以上12時間未満	4.8%	0.8%	1.3%	0.2%
7	12時間以上15時間未満	5.9%	0.3%	0.4%	0.4%
8	15時間以上18時間未満	1.6%	0.3%	0.4%	0.2%
9	18時間以上	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%
	無回答	2.4%	10.1%	4.0%	15.4%
	全体 (N)	375	375	519	519
	平均値	6時間00分	3時間28分	4時間37分	3時間17分

(10) 1日当たり家事をする時間について

○家事をする時間は、就学前児童・小学生ともに母親では「3時間以上6時間未満」(42.4%・46.1%)の割合が最も高く、次いで「1時間以上3時間未満」(40.5%・35.1%)となっています。

○父親では「1時間以上3時間未満」(42.1%・36.0%)の割合が最も高く、次いで「1時間未満」(24.8%・22.2%)となっています。

○平均家事時間は、母親は就学前児童で3時間20分、小学生で3時間40分、父親は就学前児童で1時間23分、小学生で1時間06分となっています。母親は就学前児童より小学生の方が長く、父親は短くなっています。

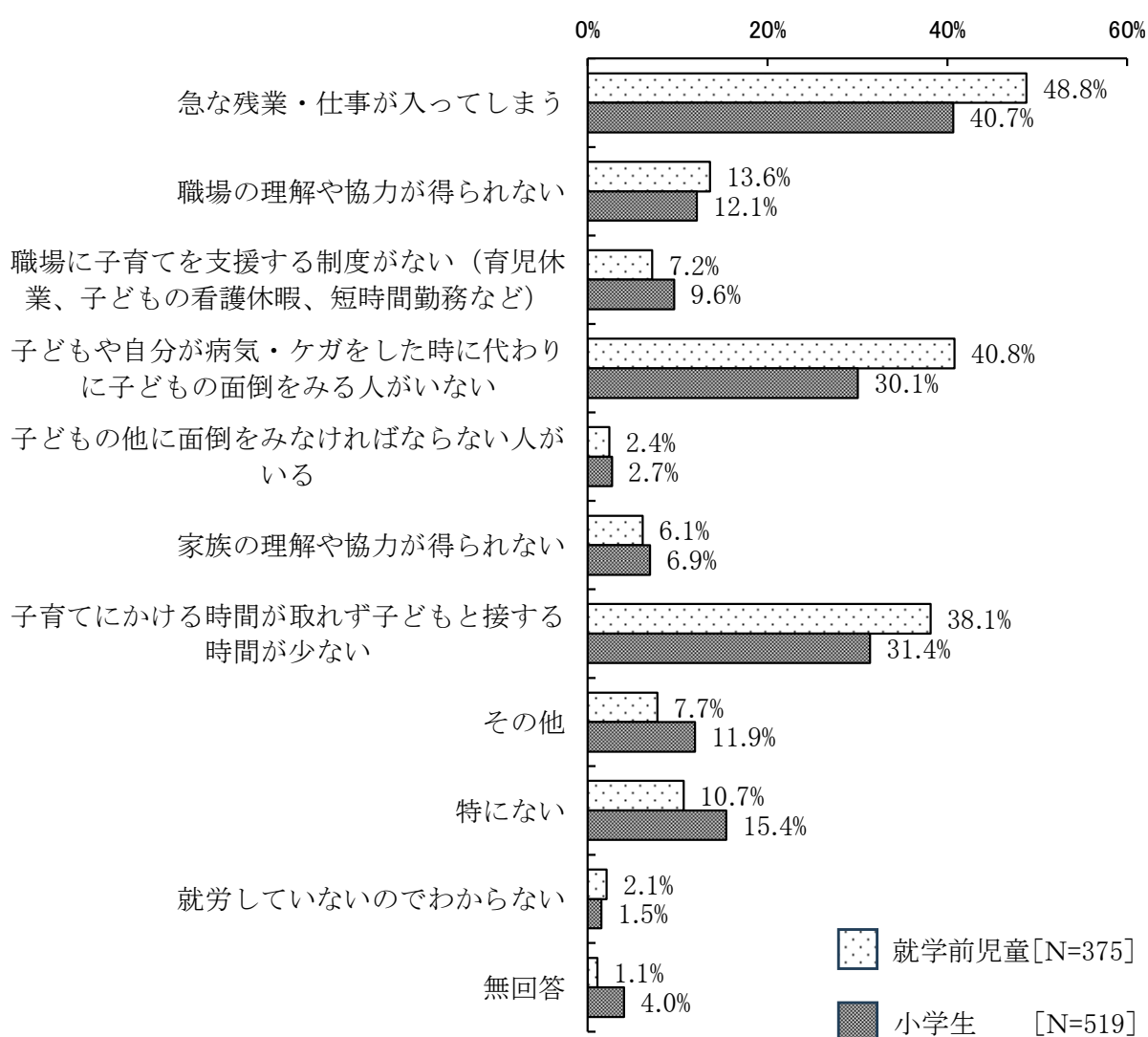
		就学前児童		小学生	
		母親	父親	母親	父親
1	0時間	0.0%	9.1%	0.0%	14.3%
2	1時間未満	1.9%	24.8%	1.3%	22.2%
3	1時間以上3時間未満	40.5%	42.1%	35.1%	36.0%
4	3時間以上6時間未満	42.4%	8.3%	46.1%	7.7%
5	6時間以上9時間未満	8.0%	1.1%	6.2%	0.4%
6	9時間以上12時間未満	1.3%	0.3%	1.9%	0.0%
7	12時間以上15時間未満	0.3%	0.3%	2.1%	0.0%
8	15時間以上18時間未満	0.8%	0.3%	0.8%	0.0%
9	18時間以上	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%
	無回答	4.5%	13.9%	6.2%	19.5%
全体 (N)		375	375	519	519
平均値		3時間20分	1時間23分	3時間40分	1時間06分

(11) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

○仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、就学前児童では「急な残業・仕事が入ってしまう」が48.8%で最も割合が高く、次いで「子どもや自分が病気・ケガをした時に代わりに子どもの面倒をみる人がいない」(40.8%)、「子育てにかかる時間が取れず子どもと接する時間が少ない」(38.1%)となっています。

○小学生では「急な残業・仕事が入ってしまう」が40.7%で最も割合が高く、次いで「子育てにかかる時間が取れず子どもと接する時間が少ない」(31.4%)、「子どもや自分が病気・ケガをした時に代わりに子どもの面倒をみる人がいない」(30.1%)となっています。

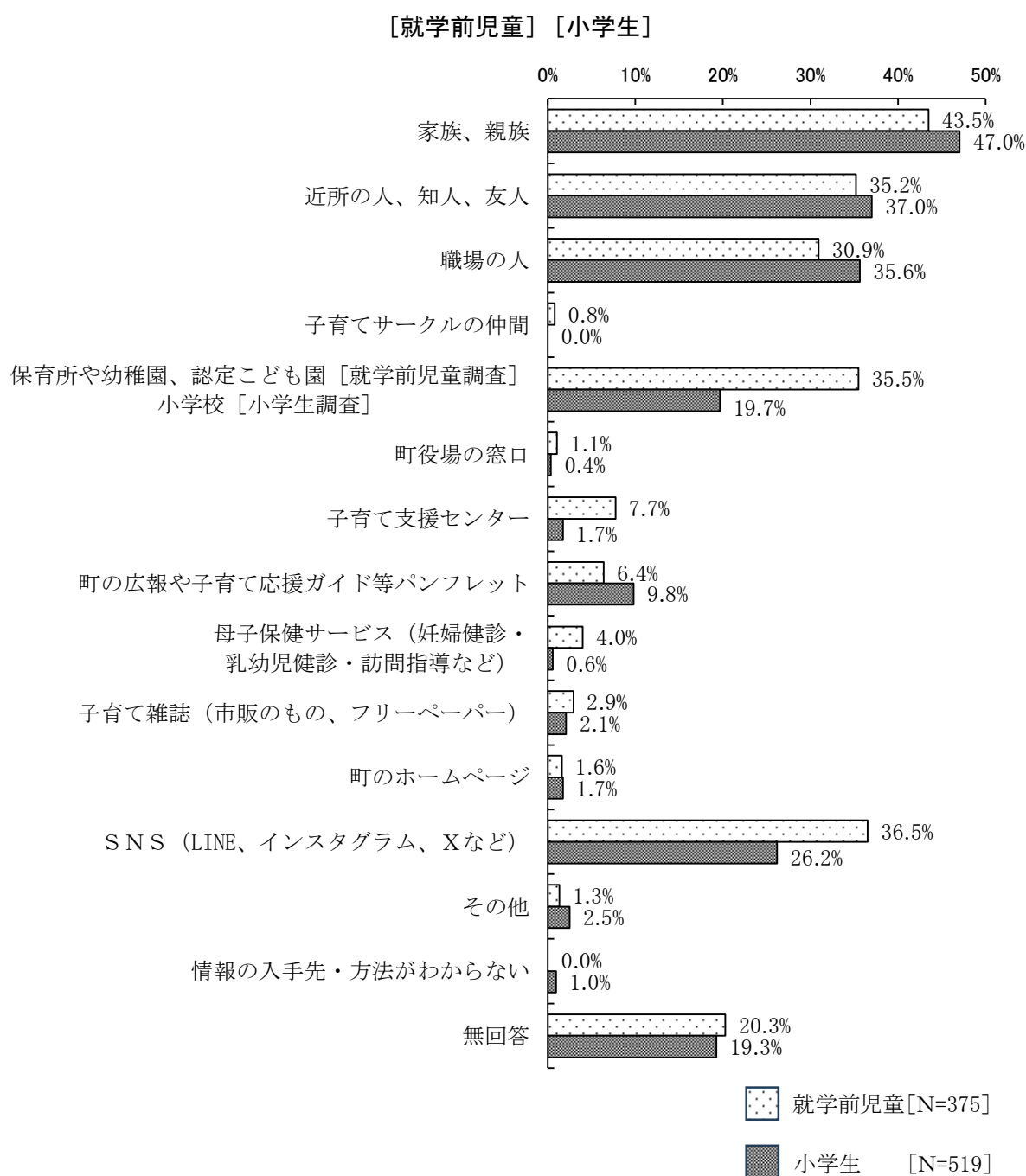
[就学前児童] [小学生]



(12) 子育てに関する情報の入手先について

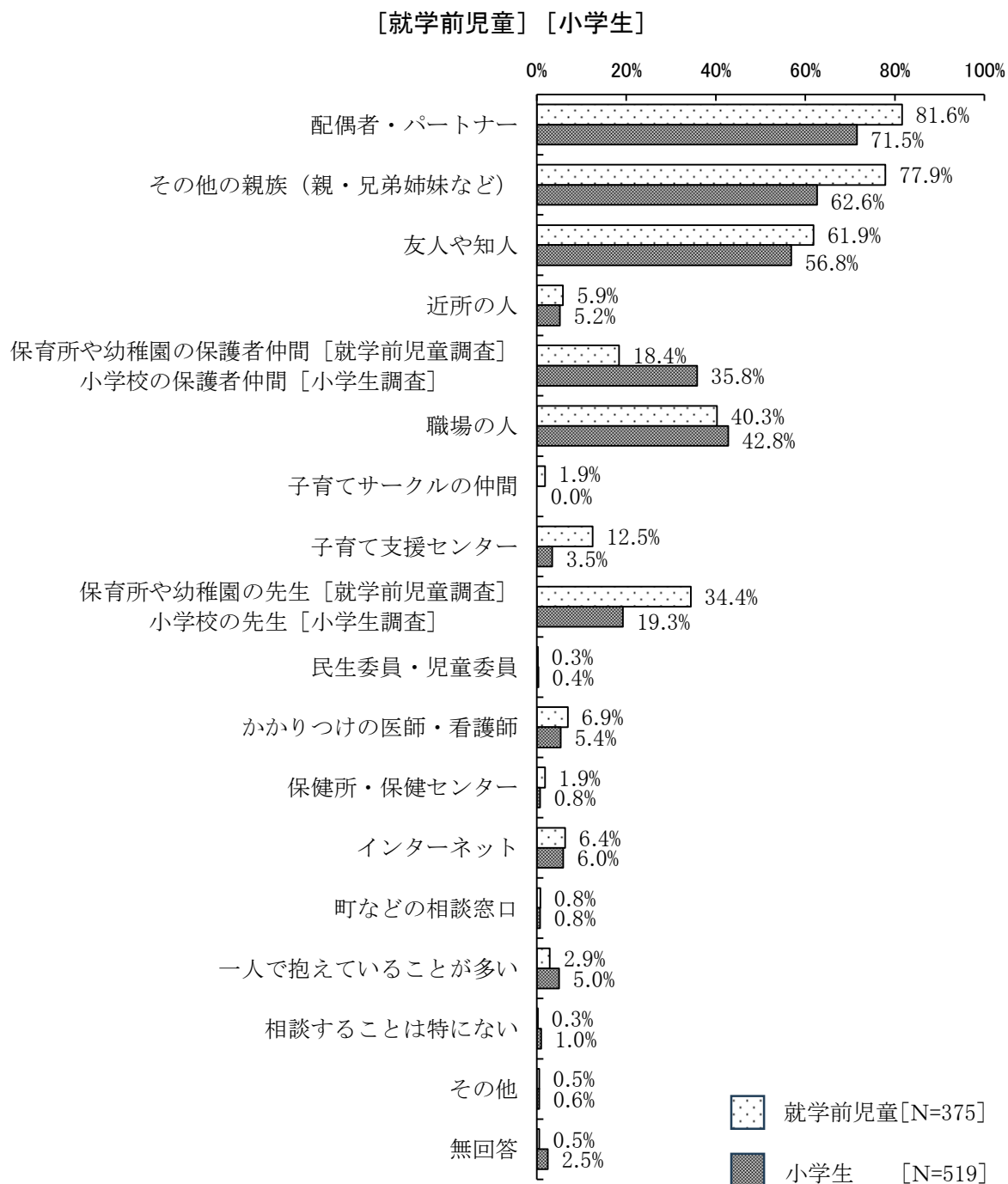
○子育てに関する情報の入手先は、就学前児童では「家族、親族」が43.5%で最も割合が高く、次いで「SNS（LINE、インスタグラム、Xなど）」(36.5%)、「保育所や幼稚園、認定こども園」(35.5%)、「近所の人、知人、友人」(35.2%)、「職場の人」(30.9%)となっています。

○小学生では「家族、親族」が47.0%で最も割合が高く、次いで「近所の人、知人、友人」(37.0%)、「職場の人」(35.6%)、「SNS（LINE、インスタグラム、Xなど）」(26.2%)、「小学校」(19.7%)となっています。



(13) 気軽に相談できる人や場所について

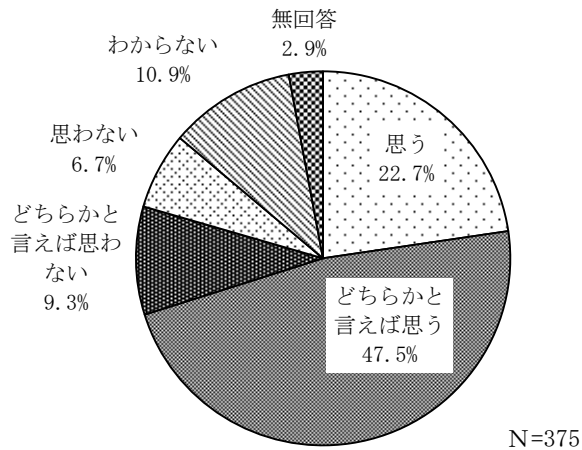
○気軽に相談できる人や場所は、就学前児童・小学生ともに「配偶者・パートナー」(81.6%・71.5%)の割合が最も高く、次いで「その他の親族(親・兄弟姉妹など)」(77.9%・62.6%)、「友人や知人」(61.9%・56.8%)、「職場の人」(40.3%・42.8%)となっています。



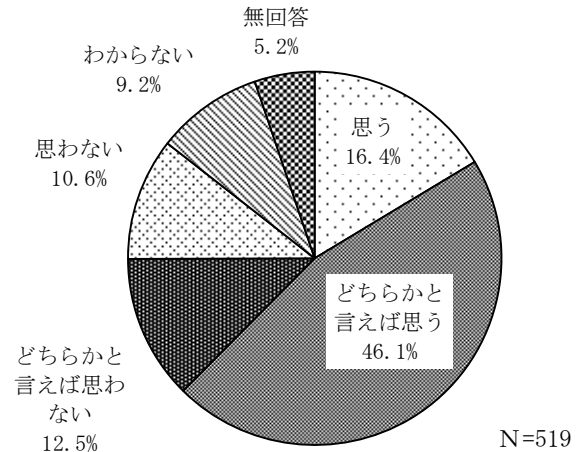
(14) 庄内町での子育てのしやすさについて

○庄内町が子育てしやすいまちだと「思う」と「どちらかと言えば思う」を合わせた『思う』では、就学前児童が 70.2%、小学生が 62.5%、「どちらかと言えば思わない」と「思わない」を合わせた『思わない』では、就学前児童が 16.0%、小学生が 23.1%となっています

〔就学前児童〕



〔小学生〕



年齢別〔就学前児童〕

問46		全体 (N)	1 思う	2 言 え ち ら か ば ら 思 か う と	3 な 言 ど い え ち ら ば ら 思 か わ と	4 思 わ な い	5 わ か ら な い	無 回 答
全 体		375	22.7%	47.5%	9.3%	6.7%	10.9%	2.9%
年 齢 別	0 歳	54	31.5%	46.3%	1.9%	9.3%	5.6%	5.6%
	1 歳	69	26.1%	43.5%	10.1%	4.3%	13.0%	2.9%
	2 歳	63	22.2%	42.9%	12.7%	6.3%	12.7%	3.2%
	3 歳	57	15.8%	52.6%	10.5%	5.3%	14.0%	1.8%
	4 歳	58	22.4%	51.7%	5.2%	6.9%	10.3%	3.4%
	5 歳	73	19.2%	47.9%	13.7%	8.2%	9.6%	1.4%
	無回答	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

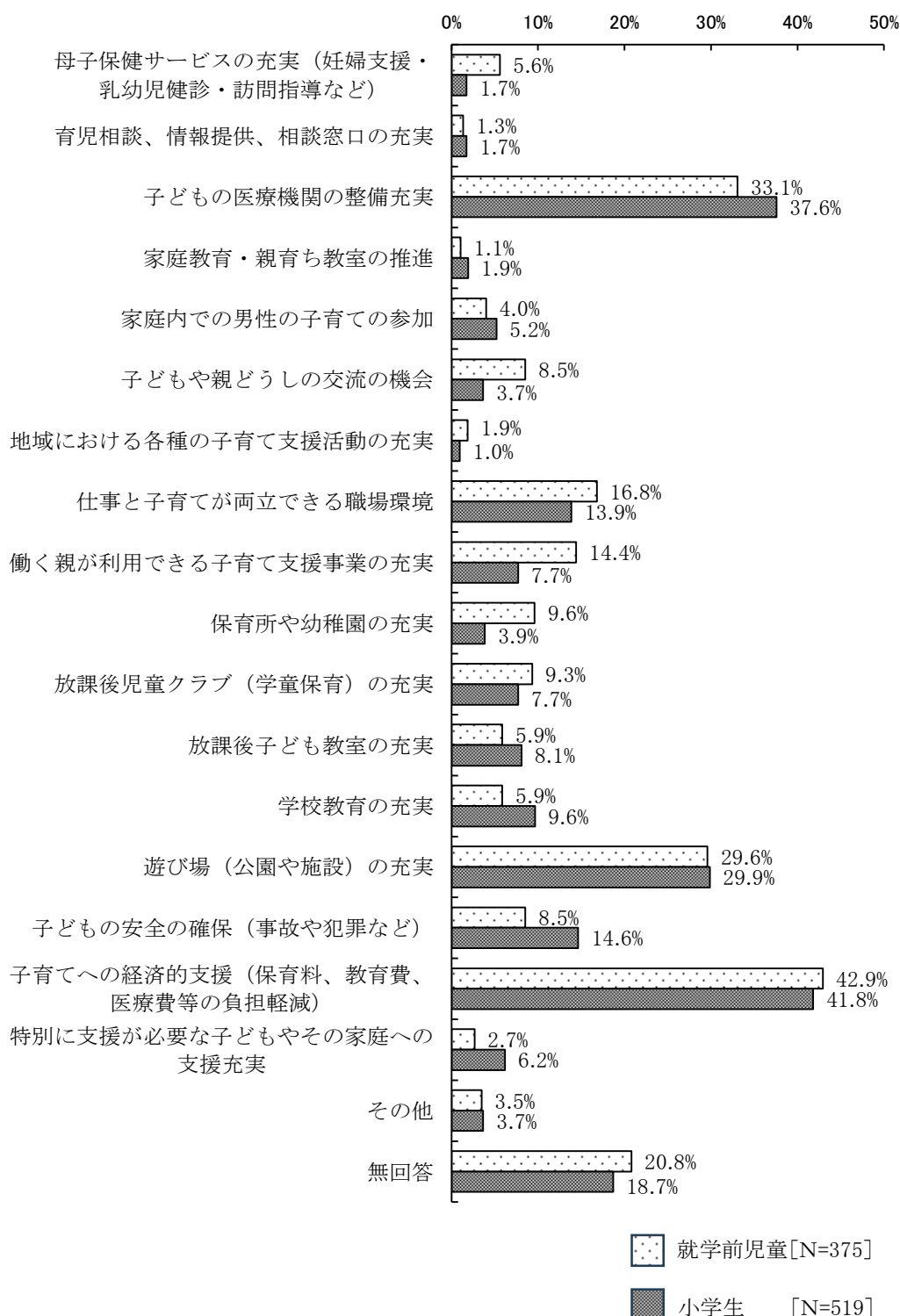
年齢別〔小学生〕

問28		全体 (N)	1 思う	2 言 え ち ら か ば ら 思 か う と	3 な 言 ど い え ち ら ば ら 思 か わ と	4 思 わ な い	5 わ か ら な い	無 回 答
全 体		519	16.4%	46.1%	12.5%	10.6%	9.2%	5.2%
学 年 別	1 年生	127	14.2%	48.8%	11.0%	10.2%	11.0%	4.7%
	2 年生	100	13.0%	44.0%	10.0%	15.0%	13.0%	5.0%
	3 年生	86	20.9%	41.9%	15.1%	7.0%	9.3%	5.8%
	4 年生	77	16.9%	48.1%	11.7%	13.0%	6.5%	3.9%
	5 年生	67	16.4%	41.8%	17.9%	10.4%	7.5%	6.0%
	6 年生	60	18.3%	53.3%	10.0%	6.7%	5.0%	6.7%
	無回答	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(15) 今よりもっと子育てしやすいまちとなるために、庄内町に充実してほしいと思われるものについて

○子育てのために庄内町に求めるものは、就学前児童・小学生ともに「子育てへの経済的支援（保育料、教育費、医療費等の負担軽減）」（42.9%・41.8%）の割合が最も高く、次いで「子どもの医療機関の整備充実」（33.1%・37.6%）、「遊び場（公園や施設）の充実」（29.6%・29.9%）となっています。

〔就学前児童〕〔小学生〕



地区別・年齢別〔就学前児童〕

問48		全体（N）	1 母子保健サービスの充実（妊婦支援・乳幼児健診・訪問指導など）	2 育児相談、情報提供、相談窓口の充実	3 子どもの医療機関の整備	4 家庭教育・親育ち教室の推進	5 家庭内での男性の子育ての参加	6 子どもや親どうしの交流の機会	7 地域における各種の子育て支援活動の充実	8 仕事と子育てが両立できる職場環境	9 働く親が利用できる子育て支援事業の充実	10 保育所や幼稚園の充実
全 体		375	5.6%	1.3%	33.1%	1.1%	4.0%	8.5%	1.9%	16.8%	14.4%	9.6%
地区別	余目第一学区	99	8.1%	0.0%	24.2%	1.0%	4.0%	5.1%	1.0%	22.2%	14.1%	11.1%
	余目第二学区	99	4.0%	2.0%	41.4%	1.0%	4.0%	11.1%	0.0%	13.1%	15.2%	9.1%
	余目第三学区	73	6.8%	1.4%	30.1%	0.0%	2.7%	5.5%	4.1%	15.1%	13.7%	12.3%
	余目第四学区	50	0.0%	2.0%	38.0%	4.0%	2.0%	14.0%	0.0%	18.0%	18.0%	6.0%
	狩川地区	47	8.5%	2.1%	31.9%	0.0%	6.4%	10.6%	4.3%	17.0%	12.8%	6.4%
	清川地区	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	立谷沢地区	4	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	無回答	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
年齢別	0歳	54	13.0%	5.6%	24.1%	1.9%	7.4%	20.4%	1.9%	5.6%	11.1%	11.1%
	1歳	69	11.6%	2.9%	31.9%	1.4%	1.4%	5.8%	2.9%	27.5%	8.7%	10.1%
	2歳	63	1.6%	0.0%	31.7%	1.6%	7.9%	7.9%	0.0%	17.5%	15.9%	12.7%
	3歳	57	7.0%	0.0%	42.1%	0.0%	5.3%	5.3%	3.5%	14.0%	21.1%	8.8%
	4歳	58	1.7%	0.0%	36.2%	1.7%	0.0%	6.9%	3.4%	19.0%	17.2%	8.6%
	5歳	73	0.0%	0.0%	32.9%	0.0%	2.7%	6.8%	0.0%	15.1%	13.7%	6.8%
	無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		全体（N）	11 放課後児童クラブ（学童保育）の充実	12 放課後子ども教室の充実	13 学校教育の充実	14 遊び場（公園や施設）の充実	15 子どもの安全の確保（事故や犯罪など）	16 子育てへの経済的支援（保育料、教育費、医療費等の負担軽減）	17 特別に支援が必要な子どもやその家庭への支援	18 その他	無回答	
全 体		375	9.3%	5.9%	5.9%	29.6%	8.5%	42.9%	2.7%	3.5%	20.8%	
地区別	余目第一学区	99	13.1%	6.1%	6.1%	34.3%	10.1%	45.5%	1.0%	4.0%	18.2%	
	余目第二学区	99	9.1%	7.1%	5.1%	27.3%	11.1%	38.4%	3.0%	3.0%	20.2%	
	余目第三学区	73	4.1%	1.4%	2.7%	28.8%	8.2%	47.9%	5.5%	4.1%	21.9%	
	余目第四学区	50	8.0%	4.0%	4.0%	30.0%	4.0%	42.0%	2.0%	4.0%	24.0%	
	狩川地区	47	12.8%	12.8%	14.9%	23.4%	6.4%	46.8%	2.1%	2.1%	17.0%	
	清川地区	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	立谷沢地区	4	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
	無回答	2	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
年齢別	0歳	54	7.4%	3.7%	1.9%	22.2%	5.6%	50.0%	0.0%	5.6%	22.2%	
	1歳	69	7.2%	4.3%	2.9%	30.4%	10.1%	46.4%	1.4%	2.9%	20.3%	
	2歳	63	11.1%	6.3%	6.3%	33.3%	9.5%	42.9%	1.6%	1.6%	23.8%	
	3歳	57	17.5%	5.3%	3.5%	31.6%	10.5%	49.1%	1.8%	3.5%	14.0%	
	4歳	58	5.2%	8.6%	5.2%	19.0%	1.7%	39.7%	3.4%	8.6%	20.7%	
	5歳	73	8.2%	6.8%	13.7%	38.4%	12.3%	32.9%	6.8%	0.0%	21.9%	
	無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

地区別・学年別 [小学生]

問30		全体 (N)	1 母子保健サービスの充 実（妊婦支援・乳幼児健 診・訪問指導など）	2 育児相談、情報提供、 相談窓口の充実	3 子どもの医療機関の整 備充実	4 家庭教育・親子教室 の推進	5 家庭内での男性の子育 への参加	6 子どもや親どうしの交 流の機会	7 地域における各種の子 育支援活動の充実	8 仕事と子育てが両立で きる職場環境	9 働く親が利用できる子 育支援事業の充実	10 保育所や幼稚園の充実
全 体		519	1.7%	1.7%	37.6%	1.9%	5.2%	3.7%	1.0%	13.9%	7.7%	3.9%
地 区 別	余目第一学区	122	0.8%	0.8%	35.2%	2.5%	5.7%	4.1%	0.0%	15.6%	12.3%	4.1%
	余目第二学区	121	2.5%	2.5%	41.3%	0.8%	5.0%	2.5%	0.8%	17.4%	6.6%	7.4%
	余目第三学区	110	1.8%	1.8%	43.6%	0.9%	5.5%	4.5%	0.9%	10.9%	5.5%	2.7%
	余目第四学区	75	2.7%	2.7%	26.7%	4.0%	2.7%	2.7%	1.3%	12.0%	8.0%	2.7%
	狩川地区	78	0.0%	1.3%	35.9%	2.6%	7.7%	2.6%	2.6%	14.1%	6.4%	1.3%
	清川地区	3	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	立谷沢地区	9	11.1%	0.0%	55.6%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学 年 別	1年生	127	2.4%	0.8%	33.1%	1.6%	6.3%	8.7%	1.6%	18.1%	10.2%	4.7%
	2年生	100	3.0%	0.0%	34.0%	2.0%	5.0%	2.0%	1.0%	15.0%	8.0%	5.0%
	3年生	86	2.3%	1.2%	41.9%	3.5%	4.7%	1.2%	0.0%	8.1%	5.8%	3.5%
	4年生	77	1.3%	3.9%	45.5%	1.3%	2.6%	2.6%	1.3%	11.7%	11.7%	5.2%
	5年生	67	0.0%	1.5%	38.8%	1.5%	4.5%	4.5%	0.0%	10.4%	4.5%	0.0%
	6年生	60	0.0%	5.0%	36.7%	1.7%	8.3%	0.0%	1.7%	18.3%	3.3%	3.3%
	無回答	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		全体 (N)	11 児童放課後児童クラブ（学 校）の充実	12 児童放課後子ども教室の充 実	13 学校教育の充実	14 遊び場（公園や施設） の充実	15 子どもの安全の確保 （事故や犯罪など）	16 子育てへの経済的支援 （保育料、教育費、医療 費等の負担軽減）	17 子どもやその家庭への支 援充実	18 その他	無 回 答	
全 体		519	7.7%	8.1%	9.6%	29.9%	14.6%	41.8%	6.2%	3.7%	18.7%	
地 区 別	余目第一学区	122	15.6%	4.9%	13.1%	22.1%	13.9%	41.8%	5.7%	3.3%	21.3%	
	余目第二学区	121	6.6%	12.4%	12.4%	32.2%	16.5%	41.3%	5.0%	2.5%	14.0%	
	余目第三学区	110	5.5%	7.3%	5.5%	28.2%	19.1%	44.5%	9.1%	2.7%	18.2%	
	余目第四学区	75	4.0%	9.3%	4.0%	32.0%	13.3%	40.0%	4.0%	8.0%	24.0%	
	狩川地区	78	5.1%	5.1%	9.0%	38.5%	7.7%	38.5%	6.4%	3.8%	17.9%	
	清川地区	3	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
	立谷沢地区	9	0.0%	11.1%	11.1%	33.3%	11.1%	55.6%	0.0%	0.0%	22.2%	
	無回答	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
学 年 別	1年生	127	9.4%	9.4%	3.9%	28.3%	15.7%	44.1%	5.5%	2.4%	17.3%	
	2年生	100	15.0%	7.0%	11.0%	28.0%	8.0%	47.0%	3.0%	4.0%	18.0%	
	3年生	86	5.8%	8.1%	9.3%	33.7%	16.3%	34.9%	2.3%	4.7%	24.4%	
	4年生	77	6.5%	10.4%	10.4%	35.1%	13.0%	39.0%	6.5%	2.6%	14.3%	
	5年生	67	3.0%	7.5%	14.9%	35.8%	23.9%	49.3%	11.9%	3.0%	16.4%	
	6年生	60	1.7%	5.0%	11.7%	18.3%	13.3%	33.3%	10.0%	5.0%	23.3%	
	無回答	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	

5 庄内町子ども・子育て支援に関する傾向(令和6年と平成31年ニーズ調査の比較)

						：約10%以上の増減
調査内容【選択肢】	区分	令和6年調査	平成31年調査	比較R6-H31	備 考	
(1) 主に子育てを行う人【父母ともに】	就学前	64.3%	53.2%	11.1%	共に子育て率の増加	
〃	小学生	60.5%	56.6%	3.9%		
(2) 母の就労状況【フルタイム】	就学前	64.5%	57.7%	6.8%	フルタイム就業増加	
〃	小学生	65.5%	61.1%	4.4%	〃	
(2) 父の就労状況【フルタイム】	就学前	85.3%	83.0%	2.3%	〃	
〃	小学生	79.4%	83.7%	-4.3%		
(2) 母の就労状況【パート・アルバイト】	就学前	21.1%	25.0%	-3.9%	R6は月48時間の区分無	
〃	小学生	21.4%	26.1%	-4.7%	〃	
(2) 父の就労状況【パート・アルバイト】	就学前	1.3%	1.1%	0.2%	〃	
〃	小学生	0.8%	0.8%	0.0%	〃	
(3) 教育・保育事業の利用【有】	就学前	88.5%	79.3%	9.2%	R2.10より3歳以上の保育料無償化	
(4) 教育・保育事業の利用先【認可保育所】	〃	46.1%	64.4%	-18.3%	認定こども園開設による施設区分の変更	
〃【認定こども園】	〃	19.0%	0.5%	18.5%		
〃【幼稚園】	〃	15.1%	17.6%	-2.5%		
(6) 放課後児童クラブの利用意向【1～3年時】	就学前	78.1%	57.9%	20.2%	利用者が増加	
〃【4～6年時】	〃	55.2%	41.8%	13.4%	〃	
〃【現在利用者】	小学生	41.0%	34.3%	6.7%	〃	
〃【今後の希望】	〃	37.6%	30.2%	7.4%		
(7) 育休取得状況 取得した・取得中【母親】	就学前	77.1%	56.9%	20.2%	育休取得率が向上	
〃【父親】	〃	16.3%	3.8%	12.5%	〃	
〃【母親】	小学生	61.3%	47.3%	14.0%	〃	
〃【父親】	〃	3.9%	2.1%	1.8%		
(8) 町の子育て支援センターの利用【有】	就学前	56.5%	17.1%	39.4%	R2より新子育て支援センター稼働	

調査内容 【選択肢】	区分	令和6 年調査	平成31 年調査	比較 R6-H31	備 考
(13) 気軽に相談できる人や場所 【配偶者・パートナー】	就学前	81.6%	78.9%	2.7%	
〃	小学生	71.5%	76.3%	-4.8%	
〃 【その他の親族】	就学前	77.9%	69.6%	8.3%	
〃	小学生	62.6%	67.4%	-4.8%	
〃 【友人・知人】	就学前	61.9%	67.0%	-5.1%	
〃	小学生	56.8%	65.3%	-8.5%	
〃 【ひとりで抱える】	就学前	2.9%	3.0%	-0.1%	
〃	小学生	5.0%	2.4%	2.6%	
(14) 子育てしやすいまちだと思う	就学前	22.7%	27.1%	-4.4%	
〃	小学生	16.4%	26.1%	-9.7%	約1割減少
(14) どちらかと言えばそう思う	就学前	47.5%	48.4%	-0.9%	
〃	小学生	46.1%	51.8%	-5.7%	
(15) 町に求める子育て支援 【経済的支援】	就学前	42.9%	31.8%	11.1%	経済的支援の希望増加
〃	小学生	41.8%	29.7%	12.1%	〃
〃 【遊び場の充実】	就学前	29.6%	44.1%	-14.5%	施設充実による減少
〃	小学生	29.9%	47.4%	-17.5%	〃
〃 【子どもの医療機関の整備】	就学前	33.1%	49.8%	-16.7%	R5より町内に小児科医
〃	小学生	37.6%	48.4%	-10.8%	〃

※調査内容の括弧数字は、「4 アンケート調査による子育て世帯の意向」の設問番号

6 第2期計画の進捗状況と今後の課題

(1) 第2期計画の進捗状況

第2期計画で体系化した5つの基本目標の施策ごとの取り組みについて、令和6年度時点での実績と成果、課題を担当課より検証してもらい、下記の4段階の基準で評価しました。

なお、複数の施策に位置付けられた取り組みや同じ取り組みでも複数の課で担当したり、一つの取り組みに対し複数の事業を実施したりしている場合は、それぞれで評価しており、全体で85項目の取り組みを評価しています。

評価	取り組み実施状況の評価
A	十分できている
B	ややできている
C	あまりできていない
D	まったくできていない

基本目標1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり

17項目の取り組みのうち、15項目の取り組みを「十分できている」、「ややできている」と評価しています。

評価が低い事業として、婚活支援の推進において、結婚支援員による個人へのサポートは、結婚支援員が高齢者1名のため積極的な活動が行われていない。また、多子家庭への支援においては、祝金を令和4年度より第1子から全ての子どもに一律支給したことより多子世帯への優遇性がなくなったため、「あまりできていない」と評価しています。

施策名	評価				合計
	A	B	C	D	
1-1 結婚・定住のための機会の提供	2	3	1		6
1-2 安心して妊娠・出産できる環境づくり	3	7	1		11
合計	5	10	2		17

基本目標2 教育・保育サービスの充実

23項目の取り組みの全てを「十分できている」、「ややできている」と評価しています。

施策名	評価				合計
	A	B	C	D	
2-1 子育て支援サービスの充実	7	7			14
2-2 子育て世帯の経済的支援	4				4
2-3 子育てに関する相談及び子育て情報の提供	2	3			5
合計	13	10			23

基本目標 3 地域における子育ての支援

21 項目の取り組みの全てを「十分できている」、「ややできている」と評価しています。

施策名	評価				合計
	A	B	C	D	
3-1 子どもと保護者の居場所づくり	3	5			8
3-2 地域で子育てを支援する人材の育成	2	4			6
3-3 子どもの安全の確保	6	1			7
合計	11	10			21

基本目標 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

14 項目の取り組みのうち、13 項目の取り組みを「十分できている」、「ややできている」と評価しています。

評価が低い事業として、配慮を必要とする子どもへの支援のため、広域での「児童発達支援センター」の設置に向けて、近隣市町との調整・検討を行うことを想定していましたが、令和 4 年度から児童発達支援センターの有する機能の一部を児童発達支援係で実施しているため、庄内管内の市町との調整・検討を行っていません。そのため調整・検討は「あまりできていない」と評価しています。

施策名	評価				合計
	A	B	C	D	
4-1 配慮を必要とする子どもへの支援の拡充	6	3	1		10
4-2 ひとり親家庭・貧困家庭への支援	1	3			4
合計	7	6	1		14

基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進

10 項目の取り組みのうち、5 項目の取り組みを「ややできている」と評価しています。

評価が低い事業として、多様な働き方の啓発において、各種支援制度の事業主への周知と啓発、企業の具体的な取り組み状況等の把握、先進事例の情報提供を「あまりできていない」、「まったくできていない」と評価しています。

また、男性の育児・家事への参加促進において、男性の育児・家事への参加を一層促進するための家庭教育などの事業の取り組みについて、男性参加者が少なかったという現状から、「あまりできていない」と評価しています。

施策名	評価				合計
	A	B	C	D	
5-1 多様な働き方の啓発		3	3	1	7
5-2 男性の育児・家事への参加促進		2	1		3
合計		5	4	1	10

(2) 今後の課題

第 2 期計画における取り組みの進捗評価や保護者アンケートの調査結果などを踏まえ、本町の主な課題を第 2 期計画の体系別に整理します。

基本目標 1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援体制づくり

- 妊娠の届出が遅れる妊婦健康診査の未受診の方への対応が必要であり、安心して出産を迎えられるように、妊娠期から状況を把握し、早期に支援を開始する必要があります。
- アンケート調査では、妊娠・出産・産院退院後から産後 2 か月頃までの時期に不安に感じたことや困ったこととして、自身の体調管理の回答が最も多くあります。また、子育てに関する情報の入手先では、SNS（LINE、インスタグラム、X など）の割合が高くなっており、子どもの世話を手助けしてもらえる親族・知人が誰もいない人もいます。妊産婦が抱える悩みなどケアを必要とする人を早期に把握し、家庭や地域で孤立しないよう心身のケアや育児のサポートなど支援を強化する必要があります。
- アンケート調査では、子育てのために庄内町に求めるものとして、就学前児童・小学生ともに「子育てへの経済的支援（保育料、教育費、医療費等の負担軽減）」の割合が最も高く、前回の平成 31 年調査に比べ就学前児童・小学生ともに 1 割以上増えています。自由回答においても経済的支援に関する意見が多く寄せられており、経済的な負担を抱えている家庭が少なからずいる現状がうかがえます。経済的支援や負担軽減策が求められています。
- 若者定住支援策として、若者定住促進住宅や子育て応援住宅の賃貸により移住・定住を促進していますが、賃貸住宅を退去後に町外へ転出する世帯も一定数いるため、要因はなにかを分析する必要があります。

基本目標 2 教育・保育サービスの充実

- 女性の就業率を平成 27 年と令和 2 年の国勢調査における 5 歳ごとの年齢区分で比較すると、ほぼ全ての区分で上昇しており、今後も女性の社会進出や就労形態の変化により教育・保育施設への利用希望は高くなることが予測されます。反対に出生数は、今後とも減少していくことが予測されることから量の見込みを適切に算出することが求められます。
- アンケート調査では、就学前までの保育ニーズが高いことから、今後の出生予測も踏まえ新たな子育てシステムの構築を進める必要があります。
- 幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、幼保小中連携の継続強化とそれによる質の高い教育・保育の提供、それを実施するための関係機関、関係部署の連携が重要になっています。
- アンケート調査では、子育てしやすいと答えた保護者の割合が、平成 31 年と比較し低下しており、特に小学生では、子育てしやすいまちだと「思う」と「どちらかと言えば思う」を合わせると 1 割以上減少しています。子育てを支援する総合的な環境づくりを進める必要があります。

基本目標 3 地域における子育ての支援

- アンケート調査では、子どもの世話を手助けしてもらえる親族・知人が誰もいない世帯が一定数いることから、孤立しないよう行政の子育て支援サービスとともに子育てボランティアなど地域全体での子育て支援が求められます。
- 庄内北部及び庄内南部定住自立圏協定で、圏域の各市町で実施している子育て支援センターは、子育て環境の充実のため、各市町の住民が相互利用できるようになっていますが、アンケート調査では「遊び場の整備・充実」に対するニーズが高くなっています。雨の日など親子が安心し、子どもたちが自由に気兼ねなく遊べる環境が求められています。
- 学童保育所への利用児童の増加により一部施設が手狭になっているとともに、施設の老朽化等が課題になっています。今後の小学校統合予定に併せ学童保育所の整備検討を行う必要があります。

基本目標 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

- 発達に課題のある子どもや障がいのある子ども本人への支援は言うまでもなく、障がいの有無にかかわらず共に生活できる環境づくりのため、周囲の理解促進が求められます。早期発見・早期対応に向けた専門機関・関係機関との連携強化が必要になります。
- 児童虐待については重篤な事件が後をたたず、深刻な社会問題となっており、町へ寄せられる通報や相談件数も増加傾向にあります。子どもに関わる各種関係機関が連携し、児童虐待防止体制の充実と強化を図り、援助を必要とする子どもや家庭の支援につなげる必要があります。
- 国勢調査の結果では、全国的にひとり親世帯が増加傾向にあり、特に本町では母子世帯割合が増加しています。家庭の状況に応じた見守り、支援が求められます。

基本目標 5 仕事と家庭との両立の推進

- 第 2 期計画期間の取り組みで、各種支援制度の事業主への周知と啓発、企業の具体的な取り組み状況等の把握及び先進事例の情報提供が不十分であったと評価しており、仕事と家庭とのバランスがとれる働き方を支援するための更なる周知・啓発が求められます。
- アンケート調査では、子育て（教育を含む）を主に行っている人について、「父母ともに」が 6 割を超え、平成 31 年調査より割合が高くなり、子育ての分担が進んでいる状況がうかがえますが、次いで「主に母親」が 3 割台となっており、依然として母親の育児負担は大きくなっています。子育ては家族で協力して行っていくものであることを認識できるよう、更なる周知・啓発が求められます。
- アンケート調査では、仕事と子育てを両立するうえで大変なこととして「子どもや自分が病気・ケガをした時に代わりに子どもの面倒を見る人がいない」の割合が就学前では 4 割を超え多くなっています。急な要望にも対応できるサポート体制の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

計画の基本理念は、本計画に基づいた子ども・子育て支援施策を推進していくにあたって基本となる考え方です。

本町では、平成27年に「庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう基本理念を「子育てするなら庄内町！子どもも親も笑顔で暮らせるまちづくり」として、第2期計画まで引き続き子育て支援を推進してきました。

第3期計画では、これらの考え方を引き継ぎつつ発展させ、こども基本法のこどもの利益を最優先に考える社会の理念を取り入れ、「こども」を真ん中として位置づけ、すべてのこどもが健やかに育つことができるようにという願いを込めて、次のとおり設定します。

**すべてのこどもが健やかに育つ
こどもとまんなか 庄内町**

2 基本目標（施策の体系）

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子どもが健やかに育つ こどもとまんなか 庄内町	1 子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 教育・保育サービスの充実 (3) 子育て世帯への経済的支援の充実 (4) 子どもの権利擁護の推進
	2 親子の健康の確保と増進	(1) 子どもと母親への健康支援 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実 (4) 思春期保健対策の充実
	3 子育てを支える地域づくり	(1) 子どもと保護者の居場所づくり (2) 地域で子育てを支援する人材の活用・育成 (3) 子どもの安全の確保
	4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実	(1) 配慮を必要とする子どもへの支援の充実 (2) ひとり親家庭・貧困家庭への支援
	5 仕事と家庭との両立の推進	(1) 多様な働き方の啓発 (2) 男性の育児・家事への参加促進
	6 子育てしやすい環境の整備	(1) 生活環境の整備

第4章 計画の展開

1 子育て支援の充実

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こども家庭センターや子育て支援センターの充実を図り、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実に努めます。また、多様化したニーズに対応する子育て支援サービスや経済的支援を充実し、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を提供していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	利用者支援の充実	○妊娠期から妊産婦などの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、利用できるサービスなどの情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランなどの策定を行います。 ○子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	子育て応援課
②	相談支援体制の充実	○こども家庭センターに、保健師、母子保健コーディネーター及びこども家庭支援員を配置し、すべての子ども・家庭の相談対応にあたります。	子育て応援課
③	地域子育て支援拠点の充実	○子育て支援センターに子育て支援員を配置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供などを実施します。 ◆遊び場の提供 ◆子育てサークル支援 ○在宅保育世帯支援の日を設け、遊びや育児の情報提供を行い在宅での保育を支援します。 ◆こっころデー	子育て応援課
④	子育て支援の情報提供の充実	○子育てに関する各種イベント情報や地域活動などを広報紙やSNSで情報発信します。また、町ホームページ上での子育て支援に関する制度、情報の掲載や子育て支援パンフレットの配布により、住民への制度の分かりやすい周知に努めます。 ◆子育てガイドブック	子育て応援課
⑤	絵本とのふれあい支援	○親子で絵本を開く楽しさを体験してもらうとともに、絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業を行います。 ◆ブックスタート事業 ◆幼稚園入園・進級祝絵本贈呈事業	子育て応援課 社会教育課

(2) 教育・保育サービスの充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	未就学児童の教育・保育サービスの充実	○利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、希望する年齢や地域で教育・保育サービスを利用できるよう、適切なサービスの提供体制の整備充実を図ります。 ○国の幼児教育・保育無償化制度に県と協力しながら保育料減免などの支援を拡大して実施します。 ◆保育料軽減 ○保護者の就労形態の多様化や、疾病などの理由による多様な保育需要の高まりに対応するための保育サービスの充実を図ります。 ◆延長保育事業（時間外保育事業） ◆一時預かり事業 ◆幼稚園の預かり保育事業 ◆病児・病後児保育事業 ○全ての子育て家庭に対し、保護者の就労の有無や理由にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育施設等の利用を図ります。 ◆こども誰でも通園制度	子育て応援課 教育課
②	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	○認可外保育施設等の対象施設を利用し、子育てのための施設等利用給付の認定を申請する保護者には、経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適正な支給を行います。	子育て応援課
③	多様な保育サービスの充実	○就労している保護者や在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、子育ておたすけ事業（ファミリー・サポート・センター）などのきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。 ◆子育ておたすけ事業 ◆子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て応援課
④	教諭・保育士の確保と資質の向上	○県、関係機関などと連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士などの確保に取り組みます。 ○幼稚園、保育所において、施設ごとや合同での研修の充実、また積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	子育て応援課 教育課

⑤	就学前教育と小中学校教育との円滑な接続と連携の推進	○認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校での教育のつながりを大切にしながら、接続期の職員間の幼保小連絡会や幼児と児童、生徒の交流を計画的に実施し、教育・保育にかかる職員間の共通理解や推進体制を強化し、幼保小中連携を充実していきます。	子育て応援課 教育課
---	---------------------------	--	---------------

(3) 子育て世帯への経済的支援の充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	経済的支援の充実	○子育て家庭の経済的支援のため、妊婦のための支援給付、誕生祝金、児童手当などの制度充実に努めます。	子育て応援課
		○子どもの健やかな成長を願い、町内在住の子どもに対し、小学校入学時にはランドセルを、中学校進学時には通学用カバンを贈呈します。 ◆小学校入学記念品支給事業 ◆中学校入学記念品支給事業	教育課
②	多子家庭への支援	○多子家庭への支援として、2人目以降の満3歳未満の保育料、満3歳以上の給食費及び学童保育料の減免など制度充実に努めます。 ◆保育料等減免	子育て応援課 教育課
③	医療費の軽減	○安心して必要な医療が受けられる体制を整え、子どもの疾病などの早期治療とともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳到達後の最初の3月31日までの医療費無料化を実施します。 ○入院時の食事代については、申請により全額を助成します。 ◆子育て支援医療制度	税務町民課

(4) 子どもの権利擁護の推進

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	子どもの権利に関する啓発	○子どもの権利条約の趣旨を広く周知し、子どもの権利について普及啓発に努めます。	税務町民課 子育て応援課 教育課
②	こどもまんなか応援サポーターの宣言	○こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、宣言とともに各種取り組みを実践します。	子育て応援課

2 親子の健康の確保と増進

子どもと母親の心と体の健康づくりや相談、情報提供等の取り組みを進め、子育て等の不安を軽減するとともに、子育て中の母親が孤立しないよう支援していきます。

妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、医療、保健の切れ目のない支援を行います。

また、乳幼児期から食に関する学習や思春期からの健康づくりや命の大切さなど、発達段階に応じた正しい知識や理解の普及に努めます。

(1) 子どもと母親への健康支援

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	妊産婦への支援	○初回産科医療受診に要した費用に関し、受診費を助成します。(所得要件あり) ◆低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成 ○妊婦に対して母子健康手帳交付時や妊娠後期面談の機会を利用し相談を行います。 ◆母子健康手帳交付 ○全妊産婦を対象として、妊産婦一般健康診査、妊婦歯科健診にかかる費用の助成を行い、異常の早期発見や安全で安心な出産の支援を行います。 ◆妊産婦健康診査費助成 ◆妊婦歯科健診費助成 ○妊産婦とその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、子育て経験者や専門家などによる相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦などの孤立の解消を図ります。 ◆マタニティ教室 ◆母乳ミルク相談 ○産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。 ◆産後ケア事業	子育て応援課
②	不妊治療に対する支援	○生殖補助医療を受けた人を対象に治療費の一部を助成します。 ◆生殖補助医療費助成	子育て応援課
③	育児支援の充実	○乳幼児の発育・発達過程に応じた助言で育児不安の解消ができるよう、保健師、助産師などの専門職による家庭訪問の充実を図ります。 ◆乳児家庭全戸訪問事業 ◆養育支援訪問事業	保健福祉課 子育て応援課

④	乳幼児健診などの充実	○乳幼児の健診事業の充実や育児相談などにより、発育・発達状況を診ます。また、実態に応じ指導助言や関係機関へのつなぎなど保護者の支援を行います。 ◆乳幼児健康診査 ◆乳幼児歯科検診	子育て応援課
---	------------	--	--------

(2) 食育の推進

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	食育事業の推進	○「庄内町食育・地産地消推進計画」に基づき学校や家庭・関係機関と連携・協働しながら、食に関する学習や農作物の収穫体験など、「食」を通して子どもの「心」と「身体」の健やかな成長を支援していきます。	保健福祉課 子育て応援課 農林課 教育課

(3) 小児医療の充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	医療機関との連携	○周産期・小児期に関連する医療機関ほか地域の関係機関との連携を図ります。 ○小児医療や救急医療に関する情報について、広報やホームページに掲載し周知に努めます。	保健福祉課 子育て応援課
②	医療費の軽減（再掲）	○安心して必要な医療が受けられる体制を整え、子どもの疾病などの早期治療とともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳到達後の最初の3月31日までの医療費無料化を実施します。 ○入院時の食事代については、申請により全額を助成します。 ◆子育て支援医療制度	税務町民課

(4) 思春期保健対策の充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	悩みを抱える子どもへの支援	○こども家庭センターなどで、子どもの悩みや困りごとに応じる相談しやすい仕組みなどの体制整備を図ります。	子育て応援課 教育課
②	学校での思春期保健事業	○性に関する正しい知識、命の大切さ、将来の子育てに対する関心を深めるための思春期保健について学習する機会を設けます。また、喫煙、飲酒、薬物等の身体への悪影響についての指導や教育を行います。 ○児童生徒が困難やストレスに直面した際、適切に誰かに助けを求めることができるよう SOS の出し方に関する教育と、教員や保護者に対し、SOS の受け止め方に関する教育を行います。	教育課 保健福祉課

3 子育てを支える地域づくり

身近なところに、いつでも気軽に保護者や子どもが集い、交流できる機会・居場所づくりを進めるとともに、ボランティア団体などと連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。また、家庭や学校、地域が一体となり健全育成に努めるとともに、地域で子育てを支援する人材の活用・育成を図ります。

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域住民、関係機関と一体になり、子どもを守る生活環境の整備を図ります。

(1) 子どもと保護者の居場所づくり

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	未就学児童とその保護者の居場所の充実	○子育て支援の中核となる子育て支援センターなどでの親子の居場所整備や支援充実に努めます。	子育て応援課
②	放課後児童クラブ（学童保育事業）の充実	○就労などにより保護者が家庭にいない児童に対し、放課後などに適切な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図ります。 ○学童保育所の安全な保育環境の整備を図ります。	子育て応援課
③	放課後子ども教室の充実	○すべての児童の放課後における安心・安全な居場所として、子ども同士の遊びや学習、体験活動を行いながら、放課後の子どもの活動を支援し、子どもの居場所づくりを進めます。 ○まちづくりセンターなどを拠点とした放課後子ども教室において、多様な学習・体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくりまします。	社会教育課
④	地域で支える子どもの居場所づくり	○地域住民が主体となって実施する学習支援や子ども食堂等の子どもの居場所づくり事業を支援します。	企画情報課 保健福祉課 子育て応援課等

(2) 地域で子育てを支援する人材の活用・育成

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	地域における世代間交流の推進	○少子高齢化社会に対応した新たな地域子育て拠点の場として、子育て親子世代に限らず、町民が集う機会や子ども食堂など、多様な世代間交流の場づくりを進めるとともに、地域人材の活用・育成を図ります。	企画情報課 保健福祉課 子育て応援課等
②	子育てボランティアの育成及び活動支援	○地域ボランティアの育成や地域団体との協働により、地域全体で子育てを支援していく気運を高め、安心して子育てできるまちづくりの輪を広げていきます。 ◆子育ておたすけ事業	子育て応援課

③	家庭教育の推進	○子どもが健やかに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、家庭での教育力向上を図ります。 ◆遊びの広場 ◆家庭教育講座推進事業	子育て応援課 社会教育課
④	青少年健全育成の推進	○青少年の地域社会への参画を促し、協調性・社会性を育むとともに、ボランティア活動及び組織育成を進め青少年の健全育成に努めます。 ○自発的・積極的な事業の企画と参画をすすめ、ボランティアリーダーの育成に努めます。 ○スポーツ少年団活動等を通じて歓びや楽しさの体験により、子どもの健全育成に努めます。	社会教育課

(3) 子どもの安全の確保

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	地域での見守りの推進	○町内のすべての小学校区に、町民のボランティアにより組織されており、今後も登下校時などの子どもの見守り活動を継続していきます。 ◆子ども見守り隊 ○町内の商店や事業所・一般の家庭などが登録し、不審者に声をかけられたり、身の危険を感じたりして駆け込んだ際、子どもを保護し、警察に通報します。 ◆子ども 110 番連絡所	教育課
②	通学路の安全対策	○各小学校区で通学路の様子について話しあう通学路安全対策協議会を開催し、子どもたちの通学路の安全の確保に努めます。	建設課 教育課
③	安心安全対策の推進	○学校、幼稚園、認定こども園及び保育所の保護者に対し、災害時の安否確認や招集連絡、不審者、熊など野生動物の出没注意などのメールを各施設などから一斉配信し、迅速な情報伝達と共有を行います。 ◆安心安全情報システム ○大災害を想定した、子どもの安全確保、保護者への引き渡し訓練を保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校で行います。 ◆引き渡し訓練	子育て応援課 教育課

4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実

発達に課題や障がいをもつ児童が身近な地域で適切な教育・保育が受けられるよう切れ目ない支援の取り組みを推進します。

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、児童虐待防止を図ります。

ひとり親家庭や貧困家庭への相談体制と適切な支援サービスの充実を図ります。

(1) 配慮を必要とする子どもへの支援の充実

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	保育施設等への訪問支援の充実	○発達の特性に応じた効果的な保育や支援が受けられるように保育所、認定こども園、幼稚園及び学童保育所の職員を対象に定期的に訪問支援を実施し、インクルーシブ保育を推進します。 ◆保育施設等サポート訪問	子育て応援課 教育課
②	保護者への相談支援の充実	○特別な支援や配慮を必要とする児童及びその保護者が安心して生活していけるよう気持ちに寄り添い、関係機関と連携し切れ目ない支援を行います。 ○支援が必要な児童の保護者同士のつながりを強化するため、情報交換の場や講座等を開催します。 ◆山形サポートファイルの普及 ◆ペアレントトレーニング ◆なないろカフェ	保健福祉課 子育て応援課
③	特別な配慮を要する児童への支援の充実	○発育や発達に課題を抱える就学前児童とその保護者のために教室を開催し、個別支援を行います。 ◆つくしんぼ教室 ○医療的ケアが必要な児童及びその保護者に対し、適切な支援が行われるよう関係機関及び関係部署と連携・調整を図ります。 ◆医療的ケア児支援	保健福祉課 子育て応援課
④	幼児言語サポート	○就学前の幼児の言語面の発達を考慮し、保護者との面談を設け、治療指導が必要な子どもについては、ことばの教室などの関係機関と連携をとり、対応を図ります。 ◆ことばの教室	教育課

⑤	障がい児支援サービスの調整	○保健師や子育て支援担当部署との連携により、障がい児の利用ニーズを把握し、相談支援事業所やサービス提供者との調整を図ります。また、サービス利用後の本人や家族へのフォローを行います。 ◆障がい児通所支援事業	保健福祉課 子育て応援課
⑥	医療費の軽減	○身体障害者手帳の１級及び２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ程度の障がいがある子どもに対して、成人後も切れ目なく医療費の負担軽減を図ります。 ○１８歳到達後の最初の３月３１日までは、一部負担金有りの差額や入院時の食事代については、申請により子育て支援医療制度から全額を助成します。 ◆重度心身障がい（児）者医療制度	税務町民課
⑦	子育て世帯訪問支援の充実	○家事や子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるよう支援します。 ◆子育て世帯訪問支援事業	子育て応援課
⑧	課題等を抱える親子などへの支援	○支援対象児童の早期発見や、適切な保護と支援を図るため、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、情報共有と連携を図りながら、迅速かつ組織的に問題解決に向けた支援を行います。 ◆要保護児童対策地域協議会 ○子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要に応じて相談及び助言を行います。 ◆親子関係形成支援事業	子育て応援課
⑨	外国につながる子ども・家庭への支援	○両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子どもが教育・保育や子育て支援制度を円滑に利用できるよう、保護者等への支援を行います。 ○幼稚園、学校等においては、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるほか、子どもの状況に応じた学習支援に努めます。	企画情報課 子育て応援課 教育課

⑩	児童育成支援拠点づくり	○学校や家庭に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童や家庭が抱える課題に応じサポートを行うなど、包括的な支援に取り組みます。	子育て応援課
---	-------------	---	--------

(2) ひとり親家庭・貧困家庭への支援

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	ひとり親家庭などへの自立支援	○ひとり親家庭などの自立と生活の安定を促進するため、保育所入所の際は対象児童を優先し、また、児童扶養手当（県認定）などの経済的支援を行います。 ○県が実施している母子父子寡婦福祉貸付資金やひとり親家庭子育て生活支援事業などについての情報提供と相談を行います。 ◆ひとり親家庭生活応援給付金	子育て応援課
②	医療費の軽減	○19歳に達する日の属する月の月末までの子どもがいる（但し、親の扶養になっている場合に限る。）ひとり親家庭などの医療費の負担軽減を図ります。 ○18歳到達後の最初の3月31日までは、子どもの入院時の食事代については、申請により子育て支援医療制度から全額を助成します。 ◆ひとり親家庭等医療制度	税務町民課
③	子どもの居場所づくりに向けた支援	○ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童を対象に、子どもの生活の向上を図るための学習支援や食事の提供などを行う子どもの居場所づくり事業を支援します。	子育て応援課

5 仕事と家庭との両立の推進

男女共同参画の意識醸成の促進や仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう、子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発等を推進します。

(1) 多様な働き方の啓発

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	各種制度の周知と啓発	○男女ともに仕事と育児を両立できる働き方の理解を深めるため、各種制度の周知、啓発を行います。 ○厚生労働省が子育てサポート企業として認定している「くるみん認定」取得や「やまがたイクボス同盟」及び「やまがたスマイル企業認定制度」への積極的な登録の促進など、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促すため、町が企業に出向き啓発活動を行います。 ◆男女共同参画推進事業	企画情報課 商工観光課
②	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	○町内事業所や町民を対象に、ダイバーシティの推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。 ◆男女共同参画推進事業	企画情報課 商工観光課
④	先進事例の情報提供	○町内のワーク・ライフ・バランスの改善に取り組む企業の事例や、男性の育児休業の体験談などについて、広報などを通じて町民に周知します。 ◆男女共同参画推進事業	企画情報課 商工観光課

(2) 男性の育児・家事への参加促進

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	男性の育児・家事への参加の啓発	○男性の育児・家事の分担を一層促進するため、家庭教育などの事業に取り組みます。 ◆家庭教育講座推進事業	子育て応援課 社会教育課
		○母子健康手帳交付時の面接や妊婦向けの講座などで、父親の育児参加の啓発を行います。 ◆マタニティ教室	子育て応援課

6 子育てしやすい環境の整備

子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、住宅取得・リフォームへの支援や子育て世帯を対象とした賃貸住宅の提供など住環境の整備を図ります。

また、子どもが安全・安心に遊べる公園等の遊び場の適切な維持管理や整備充実を図ります。

(1) 生活環境の整備

NO	取り組み	内容と主要事業	担当課
①	若者定住支援	○町内に住宅を取得する若者夫婦世帯及び若者定住促進住宅の入居者に対して、助成金を交付します。また、一定の条件を満たした場合で町内に住宅を新築または住宅をリフォームする世帯に対し、それぞれ上乗せして交付します。 ◆定住応援住まいづくり補助金事業 ○若者定住促進住宅、子育て応援住宅を設置し、若者の移住・定住を支援します。	建設課
②	結婚新生活支援	○婚姻に伴う新生活や町内の賃貸住宅に移住する際の新生活を支援するために、賃貸住宅に入居する際の敷金、礼金、仲介手数料などの住居費や引越費用を支援します ◆結婚新生活支援事業補助金	企画情報課
③	公園等遊び場の整備充実	○既存公園等の維持管理や改善等により身近な遊び場の充実に努めるとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を推進します。 ○風車村の屋内外遊具や周辺広場などで子どもが家族と一緒に遊べるよう環境整備を図ります。	子育て応援課 建設課 立川総合支所

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

1 事業展開の概要

(1) 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができるとされています。

本町においても、令和6年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。本町では、地域の特性を踏まえ、全町を1つの教育・保育提供区域として定めます。

(3) 児童人口の推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。子どもの将来推計は、年々減少していくことが予測されます。

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	88	81	76	69	65	61
1歳	83	87	80	75	68	64
2歳	101	85	89	82	77	70
3歳	98	106	89	93	86	81
4歳	106	94	102	86	90	83
5歳	118	107	95	103	87	91
6歳	146	120	108	96	104	88
7歳	130	145	119	108	96	104
8歳	129	130	145	119	108	96
9歳	147	128	129	144	118	107
10歳	146	144	126	127	142	116
11歳	143	144	142	124	125	140
計	1,435	1,371	1,300	1,226	1,166	1,101

※令和6年は4月1日現在（住民基本台帳）の人口です。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定のニーズへの対応（幼稚園、認定こども園など）

①対象 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受ける子ども

②量の見込み及び確保方策

			令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)			184	165	162	152	148	149
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	474	474	474	474	474	474
		他市町村	4	7	6	7	6	6
	合計(②)		478	481	480	481	481	480
充足(②-①)			294	316	318	329	333	331

③確保方策の考え方

- ・町内には認定こども園と4つの幼稚園の計5施設があり、4歳児・5歳児は需要を満たしています。
- ・一定の利用が見込める3歳児保育へは、町の子育てシステムの再構築を検討していきます。

(2) 2号認定のニーズへの対応（保育所、認定こども園など）

①対象 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

②量の見込み及び確保方策

			令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)			137	136	118	124	110	101
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	128	120	110	110	100	90
		他市町村	20	15	13	14	13	11
	認可外保育施設		—	—	—	—	—	—
	合計(②)		148	135	123	124	113	101
充足(②-①)			11	-1	5	0	3	0

③確保方策の考え方

- ・令和4年度より町立狩川保育園及び町立狩川幼稚園が、民営の認定こども園からふるに運営主体が移行したことに伴い、1号認定及び2号認定の定員数が大きく変わっています。
- ・毎年度のニーズ量の動向に注視しながら、過不足が生じないよう適切な利用定員に努めます。

(3) 3号認定のニーズへの対応（保育所、認定こども園、地域型保育事業など）

①対象 満3歳未満で保育を必要とする子ども

②量の見込み及び確保方策

0 歳児			令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)			79	85	69	62	59	55
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	58	85	70	63	62	57
		他市町村	3	3	3	3	3	3
	地 域 型 保 育	庄内町	—	—	—	—	—	—
		他市町村	—	—	—	—	—	—
	合計(②)		61	88	73	66	65	60
	充足(②-①)			△18	3	4	4	6
1・2 歳児			令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(①)			166	157	166	155	132	122
確保 方策	特定教育・ 保育施設	庄内町	154	157	168	156	137	126
		他市町村	10	5	5	5	5	5
	地域型保育	庄内町	—	—	—	—	—	—
		他市町村	1	—	—	—	—	—
	合計(②)		165	162	173	161	142	131
	充足(②-①)			△1	5	7	6	10

③確保方策の考え方

- ・3号認定については、出生数が減少していることから、定員数及び入所見込みが減っています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

妊娠期から母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、継続的な支援を行うとともに、出生後は子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの提供及び必要に応じ相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

児童相談所、保健センターといった行政機関や、民生委員・児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察などの関係機関・団体などとの連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	設置数	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型		1	1	1	1	1	1
確保 方策	設置数	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型		1	1	1	1	1	1

③確保方策の考え方

- ・平成 29 年度から子育て支援センターで利用者支援事業基本型に取り組み、平成 30 年度には利用者支援事業母子保健型（子育て世代包括支援センター事業）を開始しています。
- ・令和 6 年度からは子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭総合支援拠点機能を併せ持つこども家庭センターに移行し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。引き続き、すべての子育て世代に対して支援ができるよう事業を推進します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	延べ利用者 数(年間)	人日	24,960	23,712	22,526	21,400	20,300	19,313
確保 方策	延べ利用者 数(年間)	人日	24,960	23,712	22,526	21,400	20,300	19,313

③確保方策の考え方

- ・現在、実施している事業を継続しつつ、保育士の配置などの実施体制の整備を図ります。あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

①事業の概要

保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日・夏休みなどの学校休業日は、午前7時から午後7時まで保育を実施します。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	利用者数 (年間)	人	396	336	341	316	299	267
	1 年生		106	83	77	71	75	60
	2 年生		99	94	83	73	67	70
	3 年生		65	77	85	69	61	57
	4 年生		67	35	54	60	50	42
	5 年生		42	34	31	33	35	28
	6 年生		17	13	11	10	11	10
確保 方策	利用者数 (年間) ※定員	人	396	336	341	316	299	267

③確保方策の考え方

- ・ニーズ調査の回答状況を見ると、就学前児童の将来的な利用希望及び小学生の現在の利用状況は高くなっています。将来的に小学校統合が予定されていますが、当面現在の施設を利用していくことから、引き続き適切な施設管理と運営委託に努めます。

(4) 子育て短期支援事業

①事業の概要

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	延べ利 用者数 (年間)	ショートステイ	人日	5	5	5	5	5	5
		トワイライトステイ	人日	5	5	5	5	5	5
確保 方策	延べ利 用者数 (年間)	ショートステイ	箇所	2	2	2	2	2	2
			人日	5	5	5	5	5	5
		トワイライトステイ	箇所	2	2	2	2	2	2
			人日	5	5	5	5	5	5

③確保方策の考え方

- ・これまで、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった事例やアンケート調査で一定の利用意向があることから、事業の周知及び、提供体制の確保に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援を必要としている子育て家庭の孤立を防ぐとともに、安心して子育てができるよう支援するねらいがあります。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	訪問対象者 (年間)	人	90	94	76	69	65	61
確保方 策	訪問件数 (年間)	人	90	94	76	69	65	61

③確保方策の考え方

- ・保健師、母子保健コーディネーターによる訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど積極的な支援に努めます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童などに対する支援

①事業の概要

ア 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育が適切に行われるよう、保健師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行います。具体的な支援内容としては、特定妊婦に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援、産後の育児支援・相談、簡単な家事などの援助、不適切な養育環境や虐待の恐れがある家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障のための相談・支援、児童養護施設などを退所後にアフターケアを必要とする家庭などに対する養育相談・支援などがあります。

イ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童の早期発見や、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の共有とケースの進行管理を行い、虐待への対応を迅速かつ組織的に行います。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	養育支援 訪問件数	件	70	68	66	64	62	60
	協議会 開催数	回	30	30	30	30	30	30
確保 方策	養育支援 訪問件数	件	70	68	66	64	62	60
	協議会 開催数	回	30	30	30	30	30	30

※協議会開催数は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の合計回数

③確保方策の考え方

- ・核家族化や育児の経験不足などで養育支援が必要な家庭は増加傾向にあります。
- ・保健師、保育士などの家庭訪問により、適切な養育に関する相談支援を行っています。また、不適切な養育状況にあり虐待のリスクがある家庭については、要保護児童対策地域協議会の調整担当者も加わり、連携しながら支援を継続します。
- ・近年の児童虐待に対する関心の高さもあり、虐待通報・相談・認定数は増加傾向にあることから、こども家庭支援員を配置し関係機関と連携しながら、調整機関として要保護・要支援児童の進行管理を行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

交流の場の提供・交流促進や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習などがありますが、利用者支援事業を組み合わせ、さらに機能強化を図ることも想定されます。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	人日	26,000	27,000	25,650	24,367	23,148	21,990
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	箇所	1	1	1	1	1	1
		人日	26,000	27,000	25,650	24,367	23,148	21,990

③確保方策の考え方

- ・令和2年度から全天候型の遊び場として役場庁舎内に新たな子育て支援センターを開設し、土日の利用も可能にしたことにより利用者が増加傾向にあります。
- ・少子化傾向の中で子育て支援拠点としての役割は今後さらに求められていくため、子育て相談に応じるとともに、子育て中の保護者同士の交流が図られるように努めます。

(8) 一時預かり事業（預かり保育事業）

①事業の概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。幼稚園の預かり保育事業も、一時預かり事業に位置付けられます。

ア 幼稚園型預かり保育事業（1号認定による利用）

通常保育時間帯以外において、保護者や同居親族が仕事や病気によって子どもを保育できない状況にある場合に、預かり保育を実施します。

イ 幼稚園型以外一時預かり保育事業（上記以外による利用）

緊急時や、保護者の育児疲れ解消、リフレッシュにも役立っており、在宅育児支援として、町内すべての認可保育所・認定こども園で事業を実施できるような体制を構築します。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	幼稚園型預 かり保育事業	人日	34,352	30,322	31,665	31,090	30,514	29,938
		その他		670	550	522	500	467	444
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	幼稚園型預 かり保育事業	人日	34,352	30,322	31,665	31,090	30,514	29,938
		その他		670	550	522	500	467	444

③確保方策の考え方

- ・満3歳児からの保育料無償化により保育所の利用が増加しており、一時預かりの利用ニーズは減少傾向にありますが、各施設における人員や場所の確保を検討していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	延べ 利用者数 (年間)	病児・病後児対応	箇所	1	1	1	1	1	1
			人日	660	642	610	584	545	518
		体調不良児対応	箇所	3	3	3	3	3	3
			人日	1,520	1,499	1,423	1,363	1,271	1,208
		非施設型	箇所	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・ センター事業	人日	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—
確保 方策	延べ 利用者数 (年間)	病児・病後児対応	箇所	1	1	1	1	1	1
			人日	660	642	610	584	545	518
		体調不良児対応	箇所	3	3	3	3	3	3
			人日	1,520	1,499	1,423	1,363	1,271	1,208
		非施設型	箇所	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・ センター事業	人日	—	—	—	—	—	—
			人日	—	—	—	—	—	—

③確保方策の考え方

- ・町内 3 箇所の認可保育所及び認定こども園で体調不良型の事業を実施しています。実績の増加や利用希望が集中する時期への対応を進めるとともに、引き続き児童の安全に配慮していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

①事業の概要

乳幼児や児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望するもの（おたすけ会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	人日	8	8	8	8	8	8
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	人日	8	8	8	8	8	8

③確保方策の考え方

- ・事業の周知を図り、毎年、会員の養成講座を開催し、おたすけ会員が増加するような体制を整備します。
- ・核家族や転入世帯を中心に産後のサポート等、ニーズに応えられるようこども家庭センターと連携を図ります。

(11) 妊婦健康診査

①事業の概要

公費負担により医療機関において妊婦の定期的な健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に「庄内町妊婦健康診査受診票」を交付します。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	延べ利用者数 (年間)	人回	1,000	654	608	538	500	473
確保 方策	延べ利用者数 (年間)	人回	1,000	654	608	538	500	473

③確保方策の考え方

- ・「庄内町妊婦健康診査受診票」交付により、経済的負担の軽減に努めます。また、産科医療機関などと連携し、適正な受診に努めます。
- ・定期の妊婦健診の受診勧奨や出産前の電話相談などを実施し、安心して出産できる体制を整えるとともに、制度の周知及び早期の届出の啓発に努めます。

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

多様化するライフスタイルに対応することを目的として、民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入の促進に関する調査研究、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営ができるよう、国の動向や保育ニーズに合わせて柔軟に対応していきます。

②量の見込み及び確保方策

ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者など、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入など、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで、必要に応じて事業実施について検討します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

①事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	訪問件数 (延べ人数)	人日	48	48	48	48	48
確保方策	訪問件数 (延べ人数)	人日	48	48	48	48	48

③確保方策の考え方

- ・民間事業者へ委託して、要保護児童・要支援児童等のいる家庭を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、保育所等の送迎、子どもの世話、子育ての相談、学習支援、学習環境を整えるための助言等の支援を実施しています。

(14) 児童育成支援拠点事業（新規）

①事業の概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	利用人数 (実人数)	人	0	0	0	0	1
確保方策	利用人数 (実人数)	人	0	0	0	0	1

③確保方策の考え方

- ・子どもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供や子どもからの相談等に対応します。

(15) 親子関係形成支援事業（新規）

①事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	利用人数 (実人数)	人	2	3	3	3	3
確保方策	利用人数 (実人数)	人	2	3	3	3	3

③確保方策の考え方

- ・親子の関係や子どもとの関わり方等を学ぶための「ペアレント・プログラム」を実施するほか、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うワークショップを実施します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

①事業の概要

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	妊婦等 包括相 談支 援 事業	妊娠届出数 85 人 1 組当たり面談回数 2 回 面談実施合計回数 170 回	73 人 2 回 146 回	67 人 2 回 134 回	63 人 2 回 126 回	60 人 2 回 120 回
確保方策 (こども家庭 センター)	妊婦等 包括相 談支 援 事業	170 回	146 回	134 回	126 回	120 回
確保方策 (上記以外 で業務委 託)		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

③確保方策の考え方

- ・母子保健コーディネーターを配置するとともに、地区担当保健師等と協力しながら全ての妊産婦への支援体制を確保します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

①事業の概要

保育所等に通所していない6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み	延べ人数	人日	0	5	5	5	5
	確保方策	延べ人数	人日	0	6	6	5	5
1歳児	量の見込み	延べ人数	人日	0	5	5	4	4
	確保方策	延べ人数	人日	0	6	5	5	5
2歳児	量の見込み	延べ人数	人日	0	7	7	6	5
	確保方策	延べ人数	人日	0	8	8	6	6

③確保方策の考え方

- ・利用ニーズを把握し、保育所や認定こども園等において提供体制の確保を図ります。

(18) 産後ケア事業（新規）

①事業の概要

産後 1 年未満の母子等に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

②量の見込み及び確保方策

区分			単位	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	短期入所(ショートステイ)型	人日	155	75	116	57	108	53	93	45	85	42
		通所(デイサービス)型	人日		8		6		5		5		4
		居宅訪問(アウトリート)型	人日		72		53		50		43		39
確保方策	延べ利用者数 (年間)	短期入所(ショートステイ)型	人日	155	75	116	57	108	53	93	45	85	42
		通所(デイサービス)型	人日		8		6		5		5		4
		居宅訪問(アウトリート)型	人日		72		53		50		43		39

③確保方策の考え方

- ・全ての利用希望者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、事業受託事業所と連携し必要な支援を行い、量の見込みの確保を図ります。

第6章 計画の推進体制

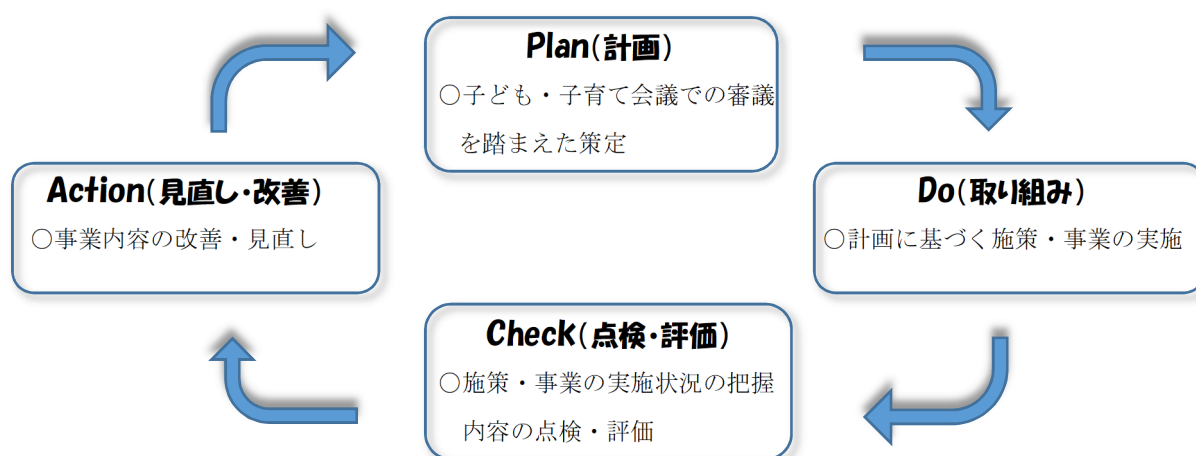
1 計画の推進にあたって

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。

そのため、全庁的に関係部署と連携するとともに、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭、保育所・幼稚園・認定こども園・学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を町民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行います。

計画の推進にあたっては、「庄内町子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し（PDCA サイクルの実践）を行い、より実効性のある施策展開を図ります。



2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況などを確認しながら、「庄内町子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、町のホームページなどで適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

《資料編》

1 庄内町子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日
条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により、庄内町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部改正)

2 庄内町特別職に属する者の給与に関する条例（平成17年庄内町条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月6日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 諮問書

諮 問 第 1 号

令和6年6月20日

庄内町子ども・子育て会議

会長 阿部 ふみ 様

庄内町長 富 樫 透

第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第72条第1項第3号の規定により、下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

1 諮問事項

第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

2 答申の期限

令和7年2月10日（月）まで

3 答申書

令和7年1月29日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町子ども・子育て会議

会長 阿 部 ふ み

答 申 書

子ども・子育て支援法第72条第1項第3号の規定に基づき、令和6年6月20日付けで諮問がありました第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画策定について下記のとおり答申します。

記

1 庄内町子ども・子育て会議の開催状況

令和6年 6月20日（木） 令和6年度 第1回会議

令和6年11月 5日（火） 令和6年度 第2回会議

令和6年12月25日（水） 令和6年度 第3回会議

2 審議した答申事項

第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

3 委員名簿

別紙名簿

4 審議の結果

上記計画の策定について、審議検討した結果、原案について妥当なものと認めます。

また、委員全体の意見として、下記のとおりまとめましたので申し添えます。

- （1） 庄内町には様々な子育て支援サービスがあるが、より使いやすいものになるよう町のホームページの充実を図られたい。
- （2） 子育ての悩みをどこに相談したらよいかわからない保護者が多くいる。こども家庭センターの更なる周知に努められたい。
- （3） 病児保育の利用にあたっては、病児を預かるための手続きは必要であるが、より利用しやすくなるような方法を検討されたい。
- （4） アンケート調査で、子どもの世話を手助けしてもらえる親族・知人が誰もおらず一人で抱えることが多い保護者が数パーセントいた。孤立させないように更なる支援の仕組みを構築されたい。

4 庄内町子ども・子育て会議委員名簿

庄内町子ども・子育て会議条例 第2条関係（令和6年1月1日～令和7年12月31日）

NO.	区 分	所 属	氏 名	備考
1	(1) 子どもの保護者	保育園、認定こども園 保護者代表	佐 藤 真 一	
2	(1) 子どもの保護者	幼稚園 保護者代表	長 堀 紋 佳	
3	(1) 子どもの保護者	小学校PTA 代表	本 間 幸 浩	
4	(1) 子どもの保護者	中学校PTA 代表	菅 澤 保 子	
5	(3) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	校長会 代表	富 樫 由紀子	
6	(3) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	民生委員・児童委員	奥 山 洋 子	
7	(3) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	認可外保育所設置事業者	今 井 聡	
8	(3) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	民間保育園運営事業者代表	五十嵐 富 夫	
9	(3) 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	学童保育所運営事業者代表	小野寺 姫	
10	(4) 子ども・子育てに関し 学識経験のある者	教育委員代表	太 田 ひろみ	副会長
11	(4) 子ども・子育てに関し 学識経験のある者	子育て関連行政経験者	阿 部 ふ み	会長
12	(5) 公募による者		村 岡 文	
13	(5) 公募による者		斎 藤 叶	

*区分の括弧書き番号は、委嘱区分

庄内町子ども・子育て会議条例 第6条関係

NO.	区 分	所 属	氏 名	備考
1	子ども・子育て支援に関する 事業関係者	町立幼稚園長代表（担当）	加 藤 園 子	
2	子ども・子育て支援に関する 事業関係者	主査兼学校教育係長	渡 部 恵 子	～R6.9.30
		学校教育係長	長谷部 奈 津	R6.10.1～

*委員以外の立場で出席、必要に応じて意見を聴取

第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行／庄内町

編集／庄内町 子育て応援課 子育て支援係

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1

TEL:0234-42-0171 FAX:0234-42-0894

e-mail:kosodate@town.shonai.yamagata.jp